

だい きひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんし さくこんわかい
第4期東大阪市外国籍住民施策懇話会

いけんしょ
意見書

ねん へいせい ねん がつ
2012年(平成24年)11月

だい きひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんし さくこんわかい
第4期東大阪市外国籍住民施策懇話会

もく じ 目 次

1. はじめに—がいこくせきじゅうみんしさく 外国籍住民施策のとく 取り組みでたいせつ 大切なこと・・・ 1 p
2. 「こくさいこうりゅうせんたー 国際交流センター（かしょう 仮称）」のかいせつ 開設に向けて・・・ 4 p
3. あら 新たなざいりゅうかんりせいど 在留管理制度のどうにゆう 導入をき 機に、がいこくせきじゅうみん 外国籍住民へのいっそう 一層のじゅうみんさーびす 住民サービス
のじゅうじつ 充実に向けて・・・ 6 p
4. がいこくせきじゅうみん 外国籍住民がほんみょう 本名のしやう 使用をじゆう 自由にできるまむ ちづくりに向けて・・・ 7 p
5. がいこくせきじゅうみんしさく 外国籍住民施策のけんしやう 検証—はくしよ 白書のさくせい 作成に向けて—・・・ 9 p
6. だい 第4期き 外国籍住民施策懇話会ごんわかい でぎろん 議論されたいけん 意見のまとめ・・・ 10 p
7. しりやうへん 資料編
 - (1) ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんしさく 東大阪市外国籍住民施策基本指針しんちよくじやうきやうしち 進捗状況調べ・・・ 19 p
 - (2) ひがしおおさかしくくさいじやうほうぶ 東大阪市国際情報プラザら 相談件数及びそうだんないやう 相談内容・・・ 34 p
 - (3) しみんかつどうだんたい 市民活動団体のとく 取り組み・・・ 36 p
 - (4) きやういくきかん 教育機関のとく 取り組み・・・ 41 p
 - (5) がいこくせきじゅうみん 外国籍住民にかんれん 関連するとうけいしりやう 統計資料・・・ 42 p
 - (6) ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんしさく 東大阪市外国籍住民施策基本指針・・・ 55 p
- ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんしさく 東大阪市外国籍住民施策懇話会せっちやうこう 設置要綱・・・ 81 p
- ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんしさく 東大阪市外国籍住民施策懇話会うんえいきじゆん 運営基準・・・ 83 p

第4期東大阪市外国籍住民施策懇話会

意見書

1. はじめに一外国籍住民施策の取り組みで大切なこと

東大阪市は、外国籍住民や多文化を背景とする人たちにとって、住みやすい街になったのか、子どもたちが未来に夢を描ける社会になったのか。第4期懇話会は、そうした視点から東大阪市の外国籍住民に対する施策を検証し、課題解決に向けての意見書作成にあたりました。

東大阪市は、2003年（平成15年）に「東大阪市外国籍住民施策基本指針～ともに暮らせるまちづくりをめざして～」を策定しました。これは、1982年（昭和57年）に策定した「東大阪市在日外国人の人権に対する基本指針」から20年、1992年（平成4年）に策定した「東大阪市国際化対策大綱」から10年が経過し、この間の国内・国際的な大きな状況変化をふまえて、在住外国人をめぐる今日的な問題なども考慮した方針が必要となり、東大阪市における外国籍住民施策を総合的、計画的に推進するために策定されたものです。

この指針に基づき、「外国籍住民施策懇話会」は、外国籍住民の市政への参加促進をはかり、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりへ向けた施策が推進されているかを検証し、市長に意見を述べる機関として、2003年（平成15年）に設置されました。委員は1期2年で委嘱され、今期は4期目＜2010年（平成22年）～2012年（平成24年）＞になります。

これまで、意見書は3回提出され、いずれも外国籍住民に配慮した、多言語による情報提供とコミュニケーション、子どもの教育、日本語・母語の習得、市政への参加、拠点となる施設の開設などが重ねて強調されてきました。

こうした経緯から、第4期では、「東大阪市外国籍住民施策基本指針＜2003年（平成15年）策定＞」と2008年（平成20年）に見直され策定された「東大阪市国際化推進大綱」に基づいて、施策の進捗状況を点検し、優先課題を絞り込んで施策に対する提言を行うことをめざしました。

基本指針及び大綱の策定以来、社会状況は大きく変容しました。

総務省が2006年（平成18年）に策定した「地域における多文化共生推進プラン」は全国に通達され、東大阪市をはじめとして、各地で多文化共生社会の実現に向けた取り組みが推進されるようになりました。

グローバル化と少子高齢化の対策では、高度人材の雇用や留学生 30万人受け入れに加え、EPA（経済連携協定）に基づき、インドネシア、フィリピンから看護師、介護福祉士の受け入れが開始されました。また、2008年（平成20年）のリーマンショックによる世界同時不況により、外国人労働者の多くが非正規雇用であるために雇止めになり、帰国、転住し、右肩上がりだった外国人登録者が減少しました。

さらに、2012年（平成24年）7月には「新たな在留管理制度」がスタートし、外国人登録証明書は在留カードに切り替えられ、国が情報を一元管理するようになりました。

これらの状況変化を踏まえ、本意見書を提出するにあたり、東大阪市の外国籍住民施策への取り組み姿勢について、以下の3点を指摘しておきます。

まず第1に、東大阪には、国の保障を十分に受けられない多くの外国籍住民が居住しているということ。市が、これまでそうした人々を積極的に支援してきたことは評価します。しかし、今日も国籍や民族、在留資格等によって、住民として、人間として、社会参加の保障や人権保障が充分得られない人々が多く存在しており、必ずしも十分な対応とはいえません。

「外国籍住民施策」は外国人を支援することだけではありません。「外国籍住民も東大阪を構成する社会の一員である」という視点を持つことが何よりも大切であり、住民として安心した生活を送ることができるよう、環境を整備することが緊急の課題なのです。

第2は、外国籍住民の多くが日本に永住している人たちであることから、施策は日本籍住民同様、社会福祉、教育、就労、住居等、行政のあらゆる分野に及ぶという認識を持つことです。

そのためには、施策の執行とその評価に際して、「アウトプット（事業実施の結果得られた直接的な結果）」に力点を置くのではなく、「アウトカム（事業実施の結果、受益者に起こった変化・効果）」や「インパクト（事業実施の結果起こった社会の変化、広範囲の影響）」にも視野を広げ、中長期的なビジョンを持つことが必要です。

第3は、外国籍住民施策への市民参加の促進と、在住外国人支援・交流を行っている市民活動団体や社会福祉活動団体、企業、経済団体、学校、大学など、多様なアクターとの連携・協働です。

今日、外国籍住民の施策を行政だけで担うのは不可能といえます。日本語教室、中学校夜間学級、外国人労働者を雇用している企業、留学生のいる大学、外国人母子が通う子育てサロン等々、市民目線で支援し、交流している人たちとともに取り組むことは、外国籍住民の生の声を聞き、課題を把握し、実りある施策の実現につながります。民生委員が市の語学ボランティアと手を組んで家庭訪問するのも良策になるでしょう。

もちろん、外国籍住民の施策への直接参加も重要です。おざなりの意見を聞くだ

けの懇話会ではなく、当事者として問題提起し、担い手として課題解決にあたる機会を設定していくことが、真の社会参加につながることはいうまでもありません。

第4期懇話会は、任期の2年間、これまでの外国籍住民施策について、真剣に、かつさまざまな角度から議論を重ねて検証し、この意見書をまとめました。

以下に述べる4つの提言が、形式的な懇話会の意見としてとどまるのではなく、今後のよりよい東大阪市へと発展していくための有効な施策に反映されるよう切に望むものであります。

2. 「国際交流センター（仮称）」の開設に向けて

「国際交流センター（仮称、以下、国際交流センターという）」の開設については、第1期から第3期までの「外国籍住民施策懇話会意見書」で毎回、提起してきました。東大阪市では、2003年（平成15年）に策定された「東大阪市外国籍住民施策基本指針」でその設立がうたわれ、2010年（平成22年）に策定された、市政の基本的な計画である後期基本計画にも「市民が気軽に集まり、地域の多文化交流事業などに参加することができる拠点施設の整備に取り組んでいきます」と記されました。にもかかわらず、未だ実現の端緒についたわけではありません。

外国籍住民への多言語の情報提供と相談業務については、2004年（平成16年）に「国際情報プラザ」が開設されましたが、市役所の人権文化部文化国際化課内での設置、スタッフは嘱託職員の3人という体制は、意見書が提起してきた設置目的や機能を充たすものではありません。外国人や日本人が気軽に集い、交流できる場になっているとはとてもいいがたいのが現状です。

意見書が国際交流センターの設立を繰り返し提言してきたのは、国際交流センターが開設されれば、日本人と外国人のニーズに応じた情報発信と提供機能、異文化理解と出会いのための交流機能、相談機能、市民活動団体同士や、NPOと行政、企業の連携・協働をコーディネートする機能を備えた拠点となり、重要な役割を担うことができるからです。

どこの国の人でも、困った時にセンターに行けば、あらゆる問題の相談を受け付ける窓口の場として対応してくれる、いろんな人が協力して解決してくれるというような場所・体制を多くの市民が望んでいるのです。相談事だけでなく、いろんな人が集って気軽に交流したり、定期的にイベントを開催して、人種や文化、宗教の違いを超えてコミュニケーションできる機会を設けることは、市民レベルでの相互理解や多文化理解を促進する一助となるだけでなく、国籍や民族の違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら生活できる多文化共生社会の実現に大いに寄与することができると思います。

「文化」をキーワードに交流すれば、より国際間の相互理解が進むだけでなく、国際親善をはかることができ、ひいては平和な社会をつくりだす気運が醸成されていくことにも繋がるといえます。

以上のことから、多文化共生の拠点が設置されることは、東大阪市の外国籍住民施策の取り組みにとっても大きな前進であり、今後の施策推進の礎となることでしょう。国際交流センター設立を具体的に進めていくためには、市の積極的な姿勢が何より重要であり、その動きに応じて、市民や各種団体、経済界等の支援や協力へと繋げていくことができると思います。

市は、国際交流センター開設の意義を十分に理解し、歴代の意見書を尊重して、
早急に国際交流センターの設立に向けての準備を行うとともに、取り組みを実効的に
進めていくために、2013年（平成25年）から始まる後期基本計画の第2次実施計画に、
「国際交流センター（仮称）設立をめざして、予算措置を伴う準備委員会を立ち上げ
る」旨を盛り込まれることを切に求めます。

3. 新たな在留管理制度の導入を機に、外国籍住民への一層の住民サービスの充実に向けて

2012年(平成24年)7月9日、「改正入管法及び改正住民基本台帳法」が施行され、「新たな在留管理制度」が始まりました。これは、地方自治体発行の外国人登録証明書^{がいこくじんとうろくしょうめいしょ}を廃止し、法務省が新たな在留カードを発行するもので、在留カードを保有する外国人は市町村の住民基本台帳^{じゅうみんきほんだいちょう}に含めるというものです。

ところで、2003年(平成15年)策定の東大阪市外国籍住民施策基本指針^{ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんしきさくきほんししん}では、「外国籍住民も自治体を構成する『住民』であるという認識」「地方自治法では、地方自治体が住民に関する正確な記録を備えることを義務付け、これを受けて住民基本台帳法に基^{もと}づき住民登録をすることになっている」という立場から、「今後の方策」として「(外国籍住民の)住民基本台帳登載への法改正の要望」をうたっています。

このような基本指針の精神を活かすことが求められていたにもかかわらず、東大阪市では、2012年度(平成24年度)の改正住民基本台帳法にもとづく仮住民票の作成作業の過程で、「書留郵便を使わなかった」「漢字の氏名の読み方について本人確認を求めなかった」など、隣接する大阪府と比べて不十分な対応となり、「仮住民票が送付されなかった」事例すら起こる結果が生じました。

こうしたことへの市民からの指摘に、東大阪市は、「書留郵便を使わず、特定記録郵便での送付は不十分であったこと」「漢字氏名の読み方は母語読みが原則であるという市の基本的立場が確認されたこと」「漢字の簡体字使用については自治体判断とする旨の国への要望を提出すること」を今後の課題とするなどの考え方を示しました。今回の住民票作成作業の過程の問題点の整理を早急に行うとともに、是正できることは実施に移し、とりわけ外国籍住民への新しい制度の周知についてはこれを徹底することが重要^{じゅうよう}です。

さらに、非正規滞在の外国籍住民には住民票が作られず、住民サービスから排除されることの懸念^{けんねん}があります。しかし、2009年(平成21年)7月に「改正入管法及び改正住民基本台帳法」が成立した際の国会付帯決議には、「在留カードまたは特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国籍住民が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できるように体制の整備に万全を期すこと」とされたことをふまえ、市としては可能なかぎり積極的な対応を行うことが求められます。

「新たな在留管理制度」は導入されたばかりですが、外国籍住民が市の住民基本台帳に含まれるという意味を充分汲み取り、住民としてのサービスを一層充実していくこと、外国籍住民として地域社会に積極的に参加する社会アクセス権を保障することを望みます。

4. 外国籍住民が本名の使用を自由にできるまちづくりにむけて

私たちの社会で韓国・朝鮮人や中国人に対する差別が今なお根強く存在していること、この根拠として、本名を呼び名乗ることが十分にできていない現状があります。このことは「東大阪市外国籍住民施策基本指針」でも「現状と課題」として記述されているところです。

本名を名乗っている現状を教育現場の教職員で見ると、東大阪市立の小学校、中学校、高等学校全84校のうち、2012年度（平成24年度）、外国籍教職員は18人在職しており（ALT：国・府・市の政策による外国語指導助手や、いわゆる民族講師は除く）、うち17人が、常勤講師も含めると30人中28人が本名を使用しています。

また、小中学校の30校では、韓国・朝鮮の子どもたちが民族的自覚を高めることができるための「母国語学級」が設置され、鴻池地域の3つの小中学校では中国籍の子どもたちのための学習の教室が設置されています。そして、いずれも教員が特別に配属され、「本名を呼び、名乗る教育」が取り組まれています。

こうした教育現場での取り組みに比べて、市役所の取り組みは十分とはいえません。東大阪市では、職員採用試験の国籍条項は1979年（昭和54年）に撤廃され、2012年度（平成24年度）現在、外国籍職員は17人採用されています。しかし、本名を名乗っているのはそのうちの6人で、教員に比べて下まわっており、市役所の取り組みは、「本名を名乗れる職場環境づくり」が前記基本指針でうたわれているにもかかわらず、教育現場のように目的意識的に追及されることがなかったことの結果であり、怠慢であったともいえるものです。

これらのことを改善するための一つの方策として、職員研修を効果が上がる内容に見直すことがあげられます。また東大阪市職員採用試験の実施要項（採用試験申込書、申込書記入要領、採用試験受験票）においては、①生年月日欄に西暦の選択肢を導入する、②中国簡体字の使用を可とする、③氏名のふりがな欄にハングルの使用を可とする、④記入要領2項の「氏名は住民票に記載されている氏名（本名）を記入してください。」に続く「なお、希望により住民票に記載されている通称名を記入いただいても選考に影響を与えるものではありません。」との通称名使用を誘導する。ただし書きを削除するべきです。東大阪市において外国人が当たり前のこととして本名で生活し、中でも本名で働く、言い換えれば、人格を尊重されて働くという当然の正義が実現されるよう努める姿勢を明確にすることが、基本指針にある「本名を名乗れる職場環境づくり」をまず、市役所から実践することなのです。

「本名の使用が自由にできること」を強調するのは、名前はその人の人格を表象するものであり、民族的アイデンティティを保障するものだからです。民族的少数者、マイノリティの人権のありようは、その社会の成熟度を表す指針になるからです。

外国籍や外国にルーツをもつ人たちが増え、特に1980年(昭和55年)代以降に来日・定住した人たちは二世世代を迎えています。しかし、親世代に非正規雇用者が多いなど、将来に夢を描けない子どもたちも少なくありません。例えば、外国名の教員が教壇にたてば、子どもたちが自分のルーツや文化に誇りを持つ影響は大きいとおもわれます。

子どもたちのアイデンティティの確立、母語・母文化の継承などは、これまで取り組んできた人権施策、人権教育の蓄積・経験を生かしていくことが何より大切です。

「多文化共生社会」とは、国籍や民族の異なる人たちが、お互いの文化的違いを認め、対等な関係を築きながら、人権を尊重しながら、すべての人が自分らしく生きることが尊重される社会です。それは、多様性に基づく社会の構造という観点に立ち、外国人や民族的少数者がそれぞれの文化的アイデンティティを否定されることなく、社会に参加することを通じて実現される、豊かで活力ある社会です。東大阪市がそうした街になるよう取り組んでいただきたいと思います。

5. 外国籍住民施策の検証－白書の作成に向けて－

現在、東大阪市では、人権文化部文化国際課を中心^に国際交流や多文化共生^に関するさまざまな取り組みが行なわれていますが、広く市民に、また、行政内部でも、これらの取り組みが充分周知されているかは疑問^でした。

そこで、第4期外国籍住民施策懇話会では、「東大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づき、東大阪市の外国籍住民施策を総合的、計画的に推進^{する}ため、外国籍住民施策基本指針の進捗状況調査を行いました。主に、行政サービスの充実、教育・文化の充実、行政の国際化、国際化推進の拠点整備を中心^に内容を整理したものです。本懇話会では、その調査結果をもとに、数回にわたって議論^を行い、それぞれの施策の取り組み状況、課題等に対して数多くの意見や指摘^がなされました。

この外国籍住民施策懇話会が意見、指摘してきた内容ははじめ、基本指針進捗状況調査内容、外国籍住民に関わる東大阪市の基本的な統計データは、今回は意見書の資料編として掲載^しました。

しかし、東大阪市の取り組みを市民によりわかりやすく提供^し、理解^してもらうためには、国際交流・多文化共生に関する各施策、事業内容及び課題を体系的にまとめた報告書、つまり、「東大阪市国際交流白書(仮称、以下、白書という)」の作成が重要となります。「白書」の作成については第3期懇話会意見書でも触れたように必要不可欠なものなのです。

「白書」を作成することにより、市民にとっては国際交流や多文化共生に関する施策や事業の効果など、東大阪市の取り組みの変遷や全体像をはっきりと、わかりやすいかたちで把握^すことができます。行政にとっても、職員が国際交流や多文化共生に関する共通の認識を持ち、その上で事業の効果を検証^したり、場合によっては事業を見直すことにもつながります。職員には、社会状況の変化や他市の取り組み等を参考^にし、東大阪市の外国籍住民施策の新たな課題は何かということ^を常に念頭に置きながら、行政執行に努めてもらうことが前提であることはいうまでもありません。

以上のことから、今後も定期的な外国籍住民施策の検証と併せて、「白書」の作成に取り組まれるよう求めます。

6. 第4期外国籍住民施策懇話会で議論された意見のまとめ

■懇話会の運営について

- ①開催回数が少ないのではないかな。
- ②会議時間の長さが1回2時間では短いのではないかな。
- ③会議の時間帯は平日の夜よりも昼間など集まりやすい時間帯があるのではないかな。
- ④開催場所は会議室だけではなく、現場でのフィールドワークを取り入れてはどうか。
- ⑤2年間の議論を意見書としてまとめるだけではなく、策定から10年が経過した「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の見直しが必要ではないかな。
- ⑥「東大阪市外国籍住民施策懇話会」の運営基準の作成と、作業部会のような小委員会の設置を検討してはどうか。

■懇話会の運営基準について

- ①第4条（会議）に関して。内容に応じて「市政だより」や「国際情報プラザだより」に掲載することを視野に入れてはどうか。
 - ②第6条（調査研究活動）に関して。市役所内の本名使用について、人事課（人材育成室）の担当者に来てもらって話を聞くことも調査研究だと思おう。
 - ③第7条（公開）に関して。広く市民に開かれるべきである。また、以前の委員など懇話会にかかわりのある人、委員の知り合いの人などに傍聴してもらいたいのではないかな。傍聴者の顔ぶれを見ながら、臨機応変に意見を聞くことがあってもいいのではないかな。他の自治体ではいろんな部署の職員や議員が傍聴している。議員の傍聴希望者は積極的に受け入れることにしてはどうか。
- * 懇話会運営基準の見直しを行い、改訂版を作成。（資料編の83ページ参照）

■今期（第4期）に議論する内容と課題について

- ①何を集中的に議論するのかを先に決めてはどうか。
- ②施策基本指針の項目ごとに議論するのか、その都度、主だった課題を議論するのか。優先すべき課題から議論すべきではないかな。
- ③第4期懇話会の目的・役割は、施策基本指針の改訂なのか、現在の指針が施策に反映されているのか指針の進捗状況をチェックすることなのか。
- ④意見書では第1期から国際交流センターの設立を要望している。国際情報プラザ事業の課題は何かを整理をしてみてもどうか。
- ⑤国際交流センターの設立が必要なら議論するが、その前にもっと議論すべきことがあるなら、そちらを優先的に議論するほうがよい。
- ⑥第4期からの委員にすると、優先順位の1番が国際交流センターの設立かと言われると、違うと思う。

■ 東大阪市外国籍住民施策基本指針進捗状況の検証

～東大阪市の施策に対する意見～

1. 行政サービスの充実

(1) 高齢者福祉：「地域における外国籍高齢者の生きがいがづくりの推進」

- ① 高齢者問題は中国籍住民の多い鴻池地域でも今後増えていくと思われる。が、中国籍住民だけでデイハウスを運営するのは難しく、行政が主体となる必要がある。
- ② 鴻池地域では、寺嶋公園で中国籍住民が自主的な集まりを行っているが、老人の憩いの場所（土地）の確保が問題となっている。
- ③ 公民館など行政の施設は使用料や飲食禁止等の使用規制があり、気軽に使用できない状況で、鴻池地域の現状は簡単には解決できない。
- ④ 場所の確保の事例として、小学校で「ふれあい給食」を行うことで、小学生と高齢者の交流の場となっている自治体もある。

(2) 児童福祉・保育：「外国籍住民の文化的背景に配慮した対応」

- ① 「鴻池子育て支援センター」の問題点や課題を文化国際課が把握し、センターの機能が果たせるようにすべきである。
- ② 「鴻池子育て支援センター」には、中国の文化を理解しているボランティアの配属が必要ではないか。
- ③ 相談内容によっては、ボランティアではなく職員による対応が必要で、「国際情報プラザ」職員を活用してはどうか。
- ④ 東大阪市内の待機児童の数、年齢別、地域的に分布がどうなっているのか。外国人の待機児童は中に含まれているのか。
- ⑤ 外国籍住民を日本人と平等に扱うのではなく、外国籍住民に配慮したサービスをしなければならない。

(3) 保健・医療：「医療や健康に関する情報の多言語による提供」

- ① 医療面の情報提供で、ベトナム語、タガログ語、タイ語、マレーシア語がまだ翻訳が足りていない。

(4) 防災・救急：「多様な文化に配慮した災害時の支援」

- ① 災害に備え、外国籍住民を対象に「防災・救急訓練」を実施してはどうか。
- ② 外国籍住民には、防災・救急訓練の際に「ヒナンショ」という日本語を覚えてもらうことが大切。周囲の日本人は外国人の母語で説明できないので。
- ③ 避難場所に小学校がなることが多いので、外国籍住民に小学校の場所を知ってもらえることが大切。日ごろから小学校の行事に来てもらうなど、外国籍の保護者と学校とのつながりを持つことが重要。

(5) 外国人登録業務：「外国人登録法における問題解消について、国への要望の継続」

- ① 市民課より国に要請している内容は外国籍住民にとってメリットがあるのか。

②新たな在留管理制度の開始について、在住外国籍住民への周知を徹底させるべきである。

(6) 総合相談窓口の設置：「外国籍住民を支援するNGO/NPOとの連携」

- ①NGO/NPOとのネットワーク形成、体制を整えると基本指針に書かれているが、連携が見えてこない。事業予算がなくとも、ネットワークは形成できるのではないか。現状はどの程度整っているのか。
- ②民間団体、また個人との連携を行政としても研究していくべき。
- ③日本語教室の開催にあたっては場所の確保が基本であるが、東公民館の建て替え、市民会館の老朽化の問題などで、現在、教室を開設している場所がなくなる可能性があり、不安である。
- ④地域の中に、気楽に集える場所、高齢者が歩いて通える、子どもたちが立ち寄れる、地域住民同士がふれあえるような場所が必要ではないか。
- ⑤青年海外協力隊OB会として、高齢者、福祉分野での語学ボランティアをはじめ、小中学校への国際理解をテーマにした「出前講座」や語学交流等で協力できると思う。

(7) 必要な人へ届く情報提供：「情報提供の総合的機関の設置」

- ①「国際情報プラザ」を市役所の1階に設置してはどうか。1階に設置すれば、外国籍住民がもっと気軽に利用できるだけでなく、日本人にもプラザの存在や業務について知ってもらい、情報発信してもらえるのではないか。
- ②外国籍住民を対象に、生活する上で困難なことがあるかなど、市が独自にアンケートをとることができるか。東大阪市が外国人にとって住みやすいまちになっているかを検証するために、検討してほしい。

(8) 必要な人へ届く情報提供：「さまざまな機会をとらえた情報提供の推進」

- ①文化国際課主催の「外国人のための1日相談サービス」にベトナム語の通訳として参加したが、日本語がまだ不十分なマイノリティ言語の人への対応ということでは、必要なサービスである。
- ②今年度で作成された「多言語の東大阪市案内図」には在日本大韓民国民団、在日本朝鮮人総聯合会、東大阪朝鮮初級学校、大阪朝鮮高級学校、デイハウス、日本語教室など、外国籍住民の生活に必要な情報が掲載されていない。市単独で作成するのではなく、懇話会に相談し、意見を求めてもらいたい。懇話会を活用すべきである。

2. 教育・文化の充実

(1) 留学生への支援：「各種支援の検討」

- ①情報発信を積極的にいき、留学生との交流を促進する必要がある。

3. 行政の国際化

(1) 外国籍住民の市政参加：「(仮称)東大阪市外国籍住民施策検討協議会の設置」

- ①以前の外国籍住民施策懇話会は、外国籍住民の意見交換の場になっている面があり、意見が施策に反映されていなかった。

(2) 社会参加の条件整備：「住民基本台帳登載への法改正の要望」

- ① 入国管理局では把握はできると思うが、新制度になった場合、自治体レベルで在留資格別の数値等、把握はどの程度できるのか。施策を遂行する上では詳細なデータが必要ではないか。
- ② 新制度になった場合のメリット、デメリットなどを外国人がどこまで把握しているのか。わかりやすいかたちで周知する必要がある。
- ③ 行政として、制度改正のパンフレット情報の提供等については、在日本大韓民国民団や在日本朝鮮人総聯合会などとも連携すべきである。

(3) 市職員への採用：「本名を名乗れる職場環境づくり」

- ① 事務職員の本名使用者数が非常に少ない。本名を名乗るのは人権の最も基本的な部分である。
- ② 嘱託職員の本名使用者数を把握していないのか。職員採用時に本名使用を指導しているのか。
- ③ 外国人の相談担当者が本名（旧姓）を使用することで、市民（外国籍住民）にとっても相談しやすいなどのメリットがあるのではないか。
- ④ 帰化して戸籍上は日本名が本名になったとしても、職務（公務）上は、旧姓を名乗るべきだと思う。上司である管理職の考え方や指導力が問われる。
- ⑤ 韓国・朝鮮人の外国人登録者数の減少は帰化と推測され、外国名（本名）では住みにくいからではないか。
- ⑥ 東大阪市独自で帰化に関するデータがあれば、提出してほしい。
- ⑦ 「本名使用について」をテーマに職員研修をしてはどうか。
- ⑧ 児童・生徒の本名使用率が10%程で伸び悩んでいる。文化国際課と教育委員会による抜本的な対策が必要ではないか。
- ⑨ 漢字の読み方（母語読み）が広がらない理由のひとつとして、このことに取り組む行政の姿勢に問題がある。新たな在留管理制度への移行に向け、外国人に本名読みを聞くなど、大阪市、豊中市等の例を参考にして、東大阪市も同様な取り組みができないか。
- ⑩ 本名使用推進の具体的な取り組みを検討してほしい。

4. 国際化推進の拠点整備

(1) 「東大阪市国際交流センター（仮称）」の設置：「設置の理念等の周知充実」

- ① NPOレベルでは、まずはコミュニティづくりをやっていくという意見もあるが、東大阪市は中核市で、幅広く交流できる場としてセンターは必要である。まず、準備委員会を立ち上げ、具体化のための検討をすべきである。

■意見書提案の考え方について

- ① 今回行っている外国籍住民施策基本指針進捗状況の検証では、事業予算額が書かれていないため、予算額が妥当であったのかが検証できない。予算の執行状況を見て配分を変える提案等ができない資料である。予算の比重のかけ方がわかる資料があればよかった。
- ② 限られた予算の中で何に重点をおくのか、予算がなくても取り組めるものがあり、それ

らを提案できればと思う。検証も大事ではあるが、何が必要であるかということも意見書の中^{なか}に打ち出^だしていきたい。

- ③意見書をまとめるにあたって、進捗状況^{しんちよくじょうきょう}に沿^そって進めると、今行^{いまおこな}われていることについての意見^{いけん}しかいえないため、これからの外国籍住民^{がいこくせきじゅうみん}施策^{しやく}はどうあるべきかということを中心項目^{じゅうてんこうむく}として出^だし、今^{いま}できていること、課題^{かだい}、これから取り組^とまなければならないこと^{こと}に分類^{ぶんるい}し、意見提案^{いけんていあん}すべきではないか。

第4期 東大阪市外国籍住民施策懇話会及び小委員会 開催日程一覧

	開催日時・案件
第1回	2010年(平成22年)12月 2日 (木) 17時30分～19時 ・委嘱状の交付 ・座長及び副座長選任、各委員の自己紹介、その他
第2回	2011年(平成23年) 4月 21日 (木) 18時～20時 ・東大阪市外国籍住民施策懇話会運営基準(案)について、その他
第1回(小委員会)	2011年(平成23年) 5月 23日 (月) 10時～12時 ・第4期東大阪市外国籍住民施策懇話会の運営について、その他
第2回(小委員会)	2011年(平成23年)11月 16日 (水) 14時～16時 ・第3回外国籍住民施策懇話会の運営について、その他
第3回	2011年(平成23年)11月 22日 (火) 14時～16時 ・東大阪市外国籍住民施策基本指針進捗状況の検証、その他
第4回	2012年(平成24年) 3月 27日 (火) 18時～20時 ・東大阪市外国籍住民施策基本指針進捗状況の検証、その他
第5回	2012年(平成24年) 6月 5日 (火) 18時～20時 ・東大阪市外国籍住民施策基本指針進捗状況の検証、その他
第3回(小委員会)	2012年(平成24年) 7月 20日 (金) 14時～16時 ・第4期外国籍住民施策懇話会意見書(原案)の作成について、その他
第4回(小委員会)	2012年(平成24年) 8月 30日 (木) 14時～16時 ・第4期外国籍住民施策懇話会意見書(原案)の作成について、その他
第6回	2012年(平成24年) 9月 11日 (火) 14時～16時 ・第4期外国籍住民施策懇話会意見書の作成について、その他
第7回	2012年(平成24年)11月 27日 (火) 14時～16時30分 ・第4期外国籍住民施策懇話会意見書の作成について

第4期 東大阪市外国籍住民施策懇話会委員名簿

	役職	氏名	所属等
1	座長	久保 武彦 クボ タケヒコ	第3期外国籍住民施策懇話会座長
2	副座長	奥 龍浩 オク ヨシホ	在日本大韓民国民団大阪本部顧問 在日本大韓民国民団布施支部常任顧問
3		有田 典代 アリタ ミチヨ	国際文化交流協会事務局長
4		稲田 眞一 イナダ シンイチ	東大阪商工会議所 副会頭
5		片岡 正信 カタオカ マサノブ	東大阪日中友好交流会事務局長
6		金 大守 キム テス	大阪朝鮮学園 理事
7		田村 太郎 タムラ タロウ	特定非営利活動法人 多文化共生センター大阪 代表理事
8		鄭 貴美 チョン キミ	特定非営利活動法人 うり・そだん 理事長
9		秦 辰也 ハタ ケツヤ	近畿大学総合社会学部 社会・マスメディア系専攻 教授
10		林 二郎 ハヤシ ジロウ	特定非営利活動法人 東大阪国際共生ネットワーク副理事長
11		宮嶋 愛弓 ミヤジマ アイユミ	青年海外協力隊大阪府OB・OG会
12		村井 好野 ムライ ヨシノ	特定非営利活動法人 東大阪日本語教室副代表理事

7. 資料編

(1) 東大阪市外国籍住民施策基本指針進捗状況調べ

2011年（平成23年）11月

東大阪市外国籍住民施策基本指針進捗状況調べ（平成23年度実績）

1 行政サービスの充実

施策名	施策内容	実施状況	担当課名
(1) 高齢者福祉	外国籍高齢者の実態把握	国籍の区別無く実施しております。 ・ひとり暮らし高齢者実態把握事業 ・ひとり暮らし高齢者等訪問相談事業	高齢介護課
	外国籍高齢者の生活の安定	・東大阪市在日外国人高齢者給付金事業 本市に居住する在日外国人（日本国籍を取得した者を含む）の内、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった高齢者に対し、高齢者給付金を支給するもの。	高齢介護課
	外国籍高齢者に配慮したサービスの充実	国籍の区別無く実施しております。	高齢介護課
	高齢者施設における多文化交流の実施	国籍の区別無く実施しております。	高齢介護課
	地域における外国籍高齢者の生きがいづくりの推進	街かどデイハウス運営事業の活用。	高齢介護課
	サービス、制度の利用手続の多言語化と簡素化	介護保険制度における要介護認定調査やケアプラン作成等において、在日外国人及び聴覚障害者などの意思疎通が困難な被保険者に対して、コミュニケーション・サポートターの派遣を行い、介護保険制度の理解及び適切な利用の促進を図る。	高齢介護課
	外国籍住民の生活習慣に配慮した介護等サービスの提供	国籍の区別無く実施しております。	高齢介護課
	外国籍福祉サービス従事者の養成	国籍の区別無く実施しております。	高齢介護課

(2) 障害者福祉	外国籍障害者の実態把握	国籍の区別無く、障害者の実態把握はしております。	障害者支援室
	外国籍障害者の生活の安定	・在日外国人重度心身障害者特別給付金 年金加入資格の無かった障害者に対して給付するもの。	障害者支援室
	「障害者差別禁止法」の早期制定に向け、国・府への要望	要望してまいりたい。	障害者支援室
(3) 児童福祉・保育	保育に関する多言語ガイドブックの作成	鴻池子育て支援センターでは、周辺に中国籍の住民が多いことから、センターの案内を中国語に翻訳したものを配布している。 (センター案内の印刷の一部であるため、単独での予算措置なし)	保育課
	保護者と保育士などとの意思の疎通を図るための制度の整備	上記の理由により、週1回鴻池子育て支援センターに通訳者を派遣し、中国語を話す保護者の相談に応じたり、保育士との会話の通訳を行っている。	保育課
	外国籍住民の文化的背景に配慮した対応	鴻池子育て支援センターの通訳者と保育士が連携をとり、対応している。	保育課
(4) 保健・医療	医療保険制度の周知	外国籍住民の方が窓口へ来られた際、必要に応じて、国際情報プラザと連携を取り、国民健康保険制度の説明をしている。また、文化国際課主催の「外国人のための1日相談サービス」へ職員を派遣している。	医療保険室 保険管理課
	事業所における制度の適正な運用の周知	・労働相談業務の中で、社会保険制度の加入資格、手続きについて案内している。 ・制度改正案内については、労政ニュースによりFAXで随時情報提供している。 関係機関と連携し、情報を収集・提供している。	労働雇用政策室 文化国際課
	外国語で対応可能な医療機関の情報提供の充実	関係機関と連携し、情報を収集・提供している。	文化国際課

	医療や健康に関する情報の多言語による提供	<p>・ 予防接種の案内を多言語で提供（英語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、中国語、タイ語、ベトナム語）</p> <p>・ 外国語／日本語併記母子健康手帳の提供（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語）</p> <p>・ 乳幼児健診の問診票を必要に応じて提供（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、タガログ語）</p> <p>・ 妊娠届出書を多言語で提供（英語、韓国語・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語）</p> <p>・ 妊婦・乳児に対する健康診査の説明文を多言語で提供（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語）</p> <p>・ 離乳食のパンプレットを多言語で提供（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語）</p> <p>・ 子育てに関するアンケートを多言語で提供し、必要に応じて支援（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語）</p>	健康づくり課
医療機関における多言語での対応体制の確立		<p>英語、韓国・朝鮮語に関しては、完全とまではいえないが、職員で一応対応可能である。その他の言語に関しては、充分とはいえないものの、通訳ボランティアの募集・活用により対応している。</p> <p>保健センターでHIV、予防接種等の証明書を英語で発行している。</p> <p>医療機関の受診に際し、ボランティア通訳の派遣を依頼し、保健師等が同行している。</p> <p>市立総合病院等へ医療通訳配置の要請を行っている。</p>	総合病院 健康づくり課
(5) 住宅	<p>公営住宅募集要項の多言語化の実施と要望</p> <p>入居の制約をなくすための啓発</p>	<p>現況として市営住宅入居者募集の募集要項には、多言語化の実施等は行っていないが、市内外国人登録者から要説明の依頼があれば、国際情報プラザに相談し、対応している。</p> <p>府内宅建業者に対し、宅地建物取引における人権問題を啓発するため、大阪府まちづくり部建築振興課宅建業指導グループに対し、市の人権啓発事業を宅建業者の研究として参加するよう案内している。</p> <p>東大阪市、八尾市、東大阪市企業人権協議会、八尾市企業人権協議会主催の“人権啓発セミナー2010”において、「不動産をめぐる人権問題について考える」をテーマに宅建業者等を対象に実施している。</p>	文化国際課 住宅政策課 人権啓発課

	<p>外国籍住民と賃貸住宅所有者・宅地建物取引業者との意思疎通への支援</p>	<p>国際情報プラザでの相談業務を通じて行っている。</p>	文化国際課
	<p>「住宅基本条例」制定の府への要望</p>	<p>住宅基本条例の制定の要望については行っていない。</p>	住宅政策課
(6) 防 災 ・ 救 急	<p>多様な文化に配慮した災害時の支援</p>	<p>地域防災計画に基づき、災害時の避難に関する情報や被災した方に対する支援サービスに関する情報等を周知できる体制づくりに努めている。(人権文化部他)</p>	危機管理室
	<p>災害時に対応できる多言語相談窓口の整備</p>	<p>危機管理室と文化国際課共催の平成 18 年度防災講演会において、「災害に備えた地域づくり」で多様な文化に配慮した災害時の支援をテーマに、自治会、民生委員をはじめとする市民を対象に実施している。</p> <p>また、国際情報プラザ事業平成 20 年度語学ボランティア研修会は災害をテーマとした講義「災害時における外国人支援の実際」やロールプレイなどを実施。今後、市民への意識啓発や避難所の環境整備を進めていきたい。</p>	文化国際課
	<p>防災対策、災害時の心得などの多言語による周知</p>	<p>本課登録の語学ボランティアをはじめ、大阪府や社会福祉協議会等の関連団体と連携し、災害発生後長期的な体制整備を進めている。</p> <p>防災マップ、洪水ハザードマップ、洪水・土砂災害ハザードマップにおいて、緊急ダイヤル、避難所一覧等を 4ヶ国語で記載。</p> <p>洪水・土砂災害ハザードマップ(大雨災害に備えて「あなたのとるべき行動」)においては、避難所一覧等を 4ヶ国語で記載。</p> <p>また、避難場所がわかるように「避難場所」の 12ヶ国語記載看板を避難所に設置している。</p>	文化国際課
		<p>・ 119 番通報を円滑にするため、ホームページに英語、韓国・朝鮮語、中国語での通報要領と通報用メモ、通報の流れを掲載している。(警防部予防広報課)</p> <p>・ 一般住宅への設置が義務となった住宅用火災警報器について、ホームページに英語、韓国・朝鮮語、中国語で設置の必要性、設置場所の概略を掲載している。(警防部予防広報課)</p> <p>・ 救急現場活動における情報収集時の多言語対応。</p> <p>・ 緊急性を要する救急現場活動において、外国籍住民からの情報収集(症状及びその他病院搬送に必要な情報等)を円滑に実施するため、多言語(9カ国語)対応の救急現場活動シートを作成し、活用している。(警防部警備課)</p> <p>・ 119 番通報時に 6カ国語(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)で 10 種類の音声ボタン操作により応答し、日本語を介した聞き取りに誘導するサポート機能を導入している。(通信指令室)</p>	消防局

		防災マップ・洪水ハザードマップや消防局 HP (119 番のかけ方など) の多言語化、防災訓練など、関連部局と連携し機会をとらえて周知に努めている。今後更に多言語表示を要請していく。	文化国際課
(7) 雇 用 ・ 労 働	外国籍労働者や研修生等の実態調査実施の要望	「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、平成 19 年 10 月 1 日より、事業主に対し、外国人の雇入れまたは離職の際に、外国人雇用状況の届出が義務化され、報告結果の公表もされている。	労働雇用政策室
	労働や研修に関する相談窓口の設置	・労働相談窓口を設置し、外国籍住民の労働相談にも適宜対応している。 ・市内 3ヶ所の就労支援センターに就労支援相談員を配置し、外国籍住民の労働相談にも適宜対応している。	労働雇用政策室
	外国籍労働者や研修生等への各種情報提供	国際情報プラザの相談・案内業務の中で各種情報提供を実施している。	文化国際課
	留学生・就学生への各種情報提供	国際情報プラザの相談・案内業務の中で各種情報提供を実施している。	文化国際課
(8) 外 国 人 登 録 業 務	事業所への啓発	・企業向け啓発冊子「企業はいま・・・」の年一回の発行。 ・毎月初旬、啓発記事を労政ニュースにより市内事業所へ FAX 配信。	労働雇用政策室
	国・府など関係団体との連携確立	(府・府下自治体) 地域労働ネットワーク労働行政関係機関推進部会において関係機関と連携している。	労働雇用政策室
	外国人登録法における問題解消について国への要望の継続	平成 23 年 2 月 2 日外国人登録事務協議会全国連合会を通じて外国人登録法関係の改善を国に要請している。 ・新たな在留管理制度に係る住民の利便性の向上について ・新制度の周知について	市民課
	外国人登録業務における人権への配慮	切り替え勧奨通知を圧着ハガキにより送付することにより、内容の確認が容易に出来ないように配慮している。	市民課
	外国人登録手続における多言語案内等、利便性の向上	文化国際課と協力し窓口対応多言語対訳集を作成し、各窓口にて活用している。	市民課
	全ての行政サービスセンターでの事務取扱の推進	平成 16 年 1 月 19 日より全ての行政サービスセンターにおいて外国人登録に係る申請事務の取扱いを行っている。	市民課

	外国籍住民のネットワーク化支援	日本語教室や外国籍住民の集い・イベント等を紹介している。	文化国際課
	生活情報誌の適切な提供	国際情報プラザホームページに東大阪市で生活する上で必要な生活情報を多言語で掲載する他、「国際情報プラザだより」を月2回発行し、市内各所に配布している。	文化国際課
(11) 外国籍住民の実態把握	外国籍住民の意識及び生活実態調査の実施	その他、NPO法人東大阪国際共生ネットワーク作成の「暮らしのガイド」(韓国・朝鮮語、中国語)や、(財)大阪府国際交流財団作成の外国人のための生活ガイド「大阪生活必携」(10言語)を配布している。	文化国際課
	相談業務を通じた実態の把握	国際情報プラザの相談データを集計し、生活実態や抱える問題傾向を調査。また、外国籍住民が集まる催しで、アンケート調査を実施。	文化国際課
	外国籍住民による意見表明機会の設置	国際情報プラザの相談データを集計し、生活実態や抱える問題傾向を調査。 東大阪市外国籍住民施策懇話会を実施し、外国籍住民による意見表明の機会を設けている。 また、各種審議会等への外国籍住民の推薦を行っている。	文化国際課

2 教育・文化の充実

施策名	施策内容	実施状況	担当課名
(1) 多民族・	市民への多民族・多文化共生教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法週間事業において、タレントのダニエル・カールさんを講師に招き、「多文化共生」をテーマに講演を行った。 ・在日韓国・朝鮮人の民族に対する「誇り」を育成するため、「民族文化講座(ハングル)」を毎月4回開催。 ・市内中学校において「親子の人権教室」と開催し、民族差別と戦争をテーマとした1人芝居「身世打鈴(シンセタリョン)」の公演を実施。 ・ヒューマンライツカレンダラーを作成。月間毎に人権のテーマがあり、『多民族・多文化共生』の月間を設け、市民に配布。 	人権啓発課

多 文 化 共 生 教 育	外国籍住民を講師に平成17年度から国際情報プラザ事業多文化理解教室を開催。平成22年度は、中国少数民族の伝統楽器の演奏と、文化を紹介する「中国少数民族の音楽とお話」を実施した。	文化国際課
	市民との交流機会の充実	人権啓発課
	外国籍児童生徒の本名使用の指導	文化国際課
	外国文化にふれる教材及び「母国語学級」の指導資料の編集・発行	人権教育室
	外国籍児童生徒の文化発表機会の充実	人権教育室
	民族文化の理解につながる生涯学習の充実	社会教育課
	多言語の図書、資料、マルチメディア教材の充実	文化国際課
		人権教育室

<p>(1) 多 民 族 ・ 多 文 化 共 生 教 育</p>	<p>民族的な子ども会活動の育成・支援</p>	<p>・外国にルーツを持つ子どもたちと共に考え支えあう子どもたちで組織しているア リランの会を通して、民族意識の自覚と民族差別をはじめ、あらゆる差別を許さな い人権感覚をもった子供の育成。文化活動、人権学習、交流活動、集団活動など多 文化共生の実践を行っている。 ・在日コリアンにとっての識字であるハングル講座を市政だよりを通して募集し、 取り組んでいる。 ・民族楽器を使用した、講座や料理教室等外国籍住民と日本人との交流を図ってい る。</p>	<p>長瀬青少年センター</p>
<p>民族文化等の伝承支援</p>	<p>本市小・中学校 29 校に母国語学級を設置し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒および韓 国・朝鮮にルーツをもつ児童・生徒を対象に民族文化を学ぶ場を設けている。さら に今年度より、母国語学級未設置校においては、児童・生徒を対象に、在日外国人 教育、とりわけ韓国・朝鮮人教育にかかわる研修会として年 1 回設けている。また、 東大阪市在日外国人教育研究協議会と連携し、中国からの新渡日児童・生徒を対象 に「中国からの子ども集い」を開催している。フィリピン、ブラジル等外国にル ーツを持つ児童・生徒に対しても、料理会や民族文化等を学ぶ場を設けている。</p>	<p>人権教育室</p>	
<p>海外諸都市との交流</p>	<p>姉妹都市（ドイツミッテ区・アメリカカグレन्दール市）との交流については、より 多くの市民に還元される交流形態を検討している。 また、本市来訪の都市をはじめ、海外諸都市の情報収集を行っている。</p>	<p>文化国際課</p>	
<p>「在日外国人園児・児童・生徒に関 する教育指針（主として在日韓国・ 朝鮮人園児・児童・生徒）」の見直し</p>	<p>策定してから長く年月が経ち、社会の状況も大きく変化したことにより、平成 15 年 3 月「東大阪市人権教育基本方針」を策定し、それをより実効あるものとするた め、平成 16 年 2 月に「東大阪市人権教育推進プラン」を策定した。</p>	<p>人権教育室</p>	
<p>東大阪市在日外国人教育研究協議会 への支援充実</p>	<p>「小・中サマースクール」「中国からの子ども集い」「朝鮮文化に親しむ東大阪子 ども集い」「ワールドバレー」などの取り組みが、より充実したものになるよ う支援している。</p>	<p>人権教育室</p>	
<p>教職員を対象とした研修の充実</p>	<p>平成 23 年度は、以下のような研修を「 」内のテーマで実施している。 ・初任者研修・新規採用者研修「子どもの人権の課題～在日外国人教育の課題～」 ・校園長人権教育研修「大阪府における人権教育の現状と今日的課題」 ・小・中学校長、教頭人権教育研修「大阪府における人権教育の現状と課題」他 ・教頭主任人権教育研修「この日本でともに生きること」学校で過ごした青春の日々 ー在日韓国・朝鮮人としてのめざめー ・小・中・高等学校教諭 5 年、10 年経験者研修「人権尊重の教育の推進に向けて」 他</p>	<p>教育センター</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・就学前人権研修「幼児期における人権教育の課題」 ・人権教育担当者研修会「在日外国人教育を進めるにあたっての現状と課題」 	
(2) 母国語学級の充実	<p>教育内容の充実</p> <p>民族講師の処遇改善</p> <p>「母国語学級」の充実</p>	<p>母国語学級担当者研修「母国語学級を中心とした取り組みについて」</p> <p>毎年、新たな入級生に学習テキスト「ミンドウルレ」を、入級者全員に学習帳を配付し、母国語学習の充実を図っている。さらにチャングなどの楽器の演奏や踊りなど、民族文化・歴史を体験しながら学ぶことを通して、民族的アイデンティティの確立に努めている。</p> <p>通勤費、旅費の支給。</p> <p>研修機会の充実に努めている。</p> <p>学校教育目標及び指導計画に則り、課外活動である母国語学級が円滑にすすめられるよう、母国語学級の学校での位置づけ及び運営体制づくりの推進に努めている。また、担当者の交流研修の機会を設け、活動の充実に努めている。</p>	<p>人権教育室</p> <p>人権教育室</p> <p>人権教育室</p>
(3) 帰国・渡日の児童生徒及び保護者への支援	<p>帰国・渡日児童生徒への日本語指導の充実</p> <p>帰国・渡日生徒の高校入学者選抜枠拡充の府への要望</p> <p>保護者に対する日本語習得機会の提供</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒が多数いる学校については、児童生徒支援加配として、教員が配置されている。一人しか在籍していない学校には、日本語指導支援協力者を派遣している。中国からの児童生徒が大半を占めるが、ポルトガル、ブラジル、フィリピン等からの児童生徒もおり、多様化している。日本語指導支援協力者は、母語の話せる方を派遣している。</p> <p>低年齢で渡日した児童生徒については、日常会話はある程度日常生活の中でできるようになるが、学習言語については課題が多いことから、特別な事情のある帰国・渡日生徒への高校入学者選抜における配慮事項の規制緩和を要望する。</p> <p>地域で行われている日本語教室の情報の提供を行っている。</p> <p>中鴻池地域にて、自主的な学習グループ「曙光」(シュグアン)が発足し、中国帰国者を中心に、保護者だけでなく幅広い年齢層の方に日本語指導等を行っている。また、様々な事情で文字の読み書きに不自由をしている人々(日常会話可能な方)を対象に、「よみかき教室」を開設している。</p>	<p>学校教育推進室</p> <p>学校教育推進室</p> <p>学校教育推進室</p> <p>学校教育推進室</p> <p>社会教育課</p>

		地域で行われている日本語教室の情報の提供を行っている。	文化国際課
	多言語による教育情報の提供	高校入学者選抜の実施要項の説明、日常の学校生活の説明等を日本語指導対応教員及び日本語指導支援協力者による母語での説明をしている。	学校教育推進室
	帰国・渡日児童生徒学校生活支援事業の充実	一人ひとりの子どものニーズにあった支援を考え、実施している。渡日後、間もない子どもには日本語適応指導を、在日期間が長くなり日常会話に支障がなくなった子どもには学習指導などを行っている。	学校教育推進室
	民族学校に子どもを通学させる保護者への助成金制度設置の検討	中学生の保護者を対象に、進路に関する「多言語進路ガイダンス」を実施している。保護者との意思疎通には、国際情報プラザ、語学ボランティアの協力も得ている。保護者に対しての助成金制度はないが、民族学校教育振興補助事業として、東大阪朝鮮初級学校・中級学校へ補助している。	学事課
(4) 民族学校への支援	「一条校」に準じた取扱いの国への要望	「一条校」に準じた取扱いの国への要望については行っていない。	人権教育局
(5) 留学生への支援	留学生の生活意識調査の実施	東大阪市単独では実施していないが、東大阪市が加盟している大阪地域留学生等交流推進協議会において定期的に在留留学生の生活実態を調査している。	文化国際課
	大学等との連携	大阪地域留学生等交流推進協議会において大学等関係機関と連携。また、大学関係者への懇話会委員委嘱により、専門的な意見を会議に反映してもらっている。今後も大学等との連携をすすめ、効果的な施策を検討したい。	文化国際課
	各種支援の検討	支援のひとつとして、国際情報プラザで留学生に対しても住宅や在留資格に関する情報提供、相談を実施。	文化国際課

3 行政の国際化

施策名	施策内容	実施状況	担当課名
(1) 外国籍住民の市政参加	<p>「(仮称) 東大阪市外国籍住民施策検討協議会」の設置</p> <p>外国籍住民の市政参加を拡充するための研究</p> <p>審議会等への外国籍住民枠の規定化</p>	<p>東大阪市外国籍住民施策懇話会を設置。平成 22 年度に第 4 期委員を新たに委嘱し(任期 2 年間)、第 4 期意見書作成に向け議論を重ねている。</p> <p>第 4 期の委員構成は有識者を中心としており、必要に応じて外国籍住民の意見を直接聞く機会を設けることができる。</p> <p>外国籍住民の市政への参加の推進を図るとともに、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりへ向けた施策の推進にあたり、諸問題を調査研究し課題を明らかにするために東大阪市外国籍住民施策懇話会を設置している。</p>	文化国際課
(2) 地域社会の一員として	<p>外国籍住民が地域活動へ参加しやすい環境づくり</p>	<p>現在、審議会等への外国籍住民枠の規定化は行っていないが、各種審議会に外国籍住民が参加し、発言機会を設けられるように市内に周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p>まちづくり支援課においては外国籍住民を対象に特化した事業は実施していない。</p>	文化国際課 まちづくり支援課
(3) 社会参	<p>外国籍住民に対する地域活動参加啓発</p> <p>外国籍住民を「住民」ととらえる意識啓発</p>	<p>東大阪国際交流フェスティバル(平成 22 年 11 月 3 日)、盾津ふれあいフェスティバル(平成 22 年 11 月 15 日)に参加し、パネル展示等を通じて、啓発に努めた(再掲)。</p> <p>憲法週間事業において、タレントのダニエル・カールさんを講師に招き、「多文化共生」をテーマに講演を行った。(再掲)。</p>	人権啓発課 人権啓発課

加 の 条 件 整 備	<p>平等な行政サービス提供のための外国籍住民に関する記録の保持</p> <p>住民基本台帳登載への法改正の要望</p>	<p>平成 21 年 7 月 15 日「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、外国人住民についても住民基本台帳の適用対象に加えるとともに現行の外国人登録法が廃止される。公布後 3 年以内に施行することが決まっており、外国人住民にも住民票が作成され、行政における事務処理の基礎となる。</p> <p>平成 21 年 7 月 15 日「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、3 年以内に施行される。外国人住民についても住民基本台帳の適用対象に加えるとともに現行の外国人登録法が廃止される。平成 22 年 2 月 25 日・平成 23 年 2 月 2 日外国人登録事務協議会全国連合会を通じて外国人登録法関係の改善を国に要請している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな在留管理制度に係る住民の利便性の向上について ・新制度の周知について 	市民課 市民課
(4) 外国籍住民施策に関する職員研修	<p>「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の周知</p> <p>職員研修の充実</p>	<p>「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の内容を中心とした職員研修を実施。今後も機会をとらえて、実施していく。</p> <p>多民族、多文化共生社会の実現をめざして外国籍住民施策を推進するため、基本研修（階層別研修、人権学習講座）において、定住外国人をテーマとした研修を実施している。</p>	文化国際課 人材育成室
(5) 市職員	<p>窓口対応の多言語対応手引きの作成</p> <p>職員採用に国籍条項が撤廃されていることの周知の充実</p>	<p>「窓口対応多言語対訳集」を作成し、法律や制度の改正に応じて改訂している。</p> <p>本市では昭和 54 年 12 月より職員採用における受験資格から国籍条項を撤廃しており、これまでも採用試験実施時には「市政だより」および「ホームページ」において国籍を問わない旨の PR を図ってきたところである。</p>	文化国際課 人事課

への採用	本名を名乗れる職場環境づくり	基本研修（階層別研修、人権学習講座）において、定住外国人をテーマとした研修を実施している中で、本名と通称名の課題についても講義されている。	人材育成室
	外国籍職員の活用の検討	外国籍職員は平成23年6月1日現在21人（事務職5人、技術職1人、医療職12人、現業職3人）である。	人事課

4 国際化推進の拠点整備

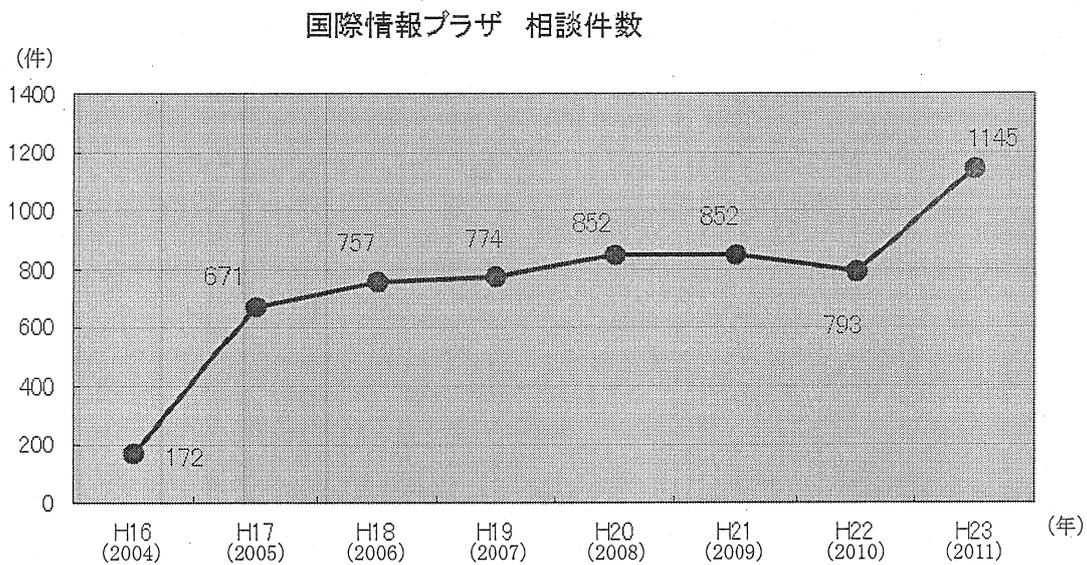
施策名	施策内容	実施状況	担当課名
(1) 「(仮称)東大阪市国際交流センター」の設置	設置の理念等の周知充実 事業実施におけるNPO等のボランティア団体との協働 (仮称)国際交流センターを中心に市内公共施設での事業展開	後期基本計画において、交流の機会や場所を増やす取り組みを展望している。 （仮称）東大阪市国際交流センター設立について、検討を行っているところである。外国籍住民のニーズを把握しながら、NPO等のボランティア団体と連携を深めてまいりたい。	文化国際課 文化国際課 文化国際課

(2) 東大阪市国際情報プラザ相談件数及び相談内容

○国際情報プラザについて

本市は、「東大阪市国際化推進大綱」の基本理念にもあるとおり「アジアのまち 世界のまち 東大阪」をめざして多文化共生のまちづくりを進めており、多様な文化を認めあう国際人としての啓発を進めるとともに、外国籍住民が円滑に暮らせるための支援体制が必要である。外国籍住民施策基本指針にて「総合相談窓口の設置」、「多民族・多文化共生教育」をうたっており、互いの文化を認め合い共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした国際化に関連する情報の提供及び収集事業、各種相談事業を実施するため2004年(平成16年)7月1日より事業開始している。

○相談件数の推移



○言語別内訳

(件)

	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
英語	29	62	38	64	133	120	77	77
韓国・朝鮮語	10	43	11	24	25	22	10	30
中国語	67	232	370	303	271	369	389	630
日本語	46	161	103	143	137	128	111	137
スペイン語	20	151	231	229	271	213	205	259
ポルトガル語	0	22	4	11	15	0	1	12
合計	172	671	757	774	852	852	793	1,145

○ 国際情報プラザに寄せられる相談内容の内訳概要（全般）

- ・在留資格（親族や子の呼び寄せに関する問い合わせ、帰化や永住許可に関する問い合わせ）
- ・仕事（仕事を探したい、外国人従業員と会社とのコミュニケーションについて）
- ・労働（賃金未払いや不当解雇に関する相談、職場環境などの悩み）
- ・医療、保健（外国語が通じる病院の紹介、保健センターに関すること…健診、予防接種、家庭訪問など）
- ・福祉（生活保護に関する問い合わせ）
- ・税（納税に関する問い合わせ…分割払い、減免、確定申告に関する問い合わせ）
- ・子育て（保育所の入所手続きについて、保育所と親との連絡、児童手当に関する問い合わせ）
- ・暮らし（ゴミの捨て方等、生活に関わること）
- ・住居（市営・府営住宅の申し込みと入居手続きに関する問い合わせ、引越しに伴う手続…電気、ガス、水道、電話など）
- ・国民健康保険（国民健康保険加入に関する問い合わせ、納付に関する問い合わせ…分割払い、減免など）
- ・日本語（日本語学習に関する問い合わせ）
- ・教育（入学手続きや学校教育に関する問い合わせ、先生と保護者の間の連絡…家庭訪問や学校行事の日程調整など、学校からの配布物内容の説明…お便り、遠足のしおり、行事予定など）
- ・事件、事故（交通事故にあった際の補償等について）
- ・結婚、離婚（外国人との結婚手続き等について）
- ・その他（イベントなどの国際交流事業に関して、翻訳・通訳の依頼先の情報について）

(3) 市民活動団体の取り組み

○東大阪市国際交流協会

事業内容・意義

東大阪市には2つの姉妹都市があり、ドイツのミッテ区（旧ヴェディング自治区）と旧布施市とは1959年（昭和34年）に、アメリカのグレンデール市と旧枚岡市とは1960年（昭和35年）に姉妹都市提携を締結している。自治体レベルでの提携手続き完了後、市民により「姉妹都市委員会」が設立され、英語教師の派遣などの活動を行なった。また、姉妹都市委員会は、1979年（昭和54年）にグレンデール市との間で派遣青年交換事業が始まったのを機に「東大阪市姉妹都市協会」と改称。その後1993年（平成5年）にはミッテ区（旧ヴェディング自治区）との間でも派遣青年交換事業が始まった。そういった中、姉妹都市交流に留まらず、より幅広い国際交流活動を行うことをめざし、1996年（平成8年）に東大阪市姉妹都市協会を発展的に解消、「東大阪市国際交流協会」へと改組し現在に至る。

現在の主な活動は以下のとおりである。

- ・姉妹都市事業…姉妹都市との情報交換、日新高校や東大阪市ミニバスケットボール協会と連携しながら情報ネットワークの確立。
- ・国際理解セミナー…外部講師による国際理解講座や各国料理教室の開催、サマーコンサートの開催。
- ・ニュージーランドラグビーキャンプ派遣事業…ニュージーランドラグビーキャンププログラムへの派遣事業および帰国報告会の実施。
- ・留学生交流事業…留学生とのハイキングなど。

活動効果

- ・姉妹都市事業に関して、自治体レベルの交流は現在休止中。民間レベルでは東大阪市ミニバスケットボール協会がアメリカのグレンデール市と交流事業を行っている。
- ・ニュージーランドへの派遣事業は2012年度（平成24年度）は中止となったが、東大阪市の「ラグビーのまち東大阪」の取り組みに沿い、引き続き次年度以降も開催する予定。
- ・留学生交流事業は、今後も要望を聞きながら発展させていく。
- ・サマーコンサート、各国料理教室はこれまで複数年開催をしており好評である。

今後の課題

姉妹都市事業に関して、自治体レベルでの交流は現在休止中であり、関係を如何にすべきか市に働きかけながら模索していかねばならない。

また協会自体も事業を実施するために、他団体との連携を深くすべく働きかけが必要である。

○特定非営利活動法人 東大阪日本語教室（HONK）

事業内容・意義

1997年（平成9年）東大阪市国際交流協会の活動の一環として「教室活動」を始める。2003年（平成15年）にNPO法人の認証を受け、現在に至るまで外国人に対し、日本語学習の場を提供してきた。

グローバル化が避けて通れない社会の中で、相互理解の第一歩となる対話や交流を通して外国人の支援を行っていくことは、今後も大切な活動と考えている。

事業活動として、日本語教育事業と国際交流事業を柱に年間行事を企画・実施しており、年間を通して行う教室活動のほか、日本語研修会や講習会、フィールドワークなどボランティアを育成するための取り組みを定期的に行っている。また、野外交流会や文化交流会、暗誦・弁論大会などを行い、外国人（学習者）の発表の場を通しての交流活動も行っている。その他に、各クラスで料理会や郊外学習を実施したり、東大阪市のイベント等にも参加して、他団体にも活動を紹介している。

活動効果

教室活動も各教室で工夫した交流イベントを行うことで、ボランティアと外国人との交流だけでなく、ボランティア同士、国を超えた外国人同士の交流も生まれている。

また、暗誦・弁論大会に参加することで学習者の日頃の成果を発表することができ、日本語習得に向けての励みにもつながっている。

今後の課題

ここ、2～3年、「ボランティア」と「学習者」の人数の差が大きく、ペア学習ができなくなる状況がでてきている。近年の社会情勢や経済状況が影響していることもあって、とくに平日の時間帯の学習者が減っているという状況がみられる。継続するボランティア、新規のボランティアともシニア層が中心で、活動に意欲的である方が多いが、特に新規の会員は、学習者とのマッチングができないと意欲を減退してしまう結果となったり、ボランティアが足りない教室への参加には柔軟に対応できなかったりすることも多い。また活動の幅を広げるためのインターネット環境を整えたり、場所の確保や事務局としての充実を図るための人材は、資金とあわせて乏しい状況である。

これだけの意欲のある市民が集っていることは、大きな力であることをふまえ、これまでの教室活動以外にも、さらに活動の幅を広げる取り組みが必要ではないかと考える。

資料

・学習者の国籍（これまで在籍が認められた国籍 計 45 カ国）

中国、韓国・朝鮮、台湾、ベトナム、タイ、フィリピン、ドミニカ、インドネシア、スペイン、スリランカ、ミャンマー、スウェーデン、ネパール、マレーシア、インド、パキスタン、ロシア、イギリス、ガーナ、チュニジア、カザフスタン、ガボン、スリランカ、イラン、アメリカ、カナダ、アイルランド、フランス、オーストラリア、チリ、ドイツ、イタリア、ウクライナ、メキシコ、アルゼンチン、ペルー、ブラジル、ジャマイカ、トリニダードトバゴ、アフガニスタン、モンゴル、エストニア、ニュージーランド、バングラディッシュ、ナイジェリア

・1997年（平成9年）～2011年（平成23年）ボランティア・学習者の推移

表の左がボランティア数、右が学習者数（各年平均延べ人数）（人）

曜日	会場	1997 (H9)		1998 (H10)		1999 (H11)		2000 (H12)		2001 (H13)		計	
火(夜)	東体育館	24	22	16	16	18	14	21	14	20	19	99	85
	青少年女性センター	16	11									16	11
水(昼)	市民会館	13	9	12	13	19	19	25	23	25	21	94	85
水(夜)	市民会館			22	21	25	27	36	38	29	34	112	120
土(夜)	青少年女性センター	15	11									15	11
計		68	53	50	50	62	60	82	75	74	74	336	312
曜日	会場	2002 (H14)		2003 (H15)		2004 (H16)		2005 (H17)		2006 (H18)		計	
火(朝)	イコーラム							17	19	18	19	35	38
火(夜)	東公民館		25	21	24	23	19	18	18	16	13	78	99
水(昼)	市民会館	24	23	30	31	35	32	23	17	20	20	132	123
水(夜)	市民会館	44	47	40	39	52	50	41	42	40	54	217	232
木(夜)	楠根リージョン							9	22	8	16	17	38
日(朝)	くすのきプラザ					11	20	14	12	16	14	41	46
計		68	95	91	94	121	121	122	130	118	136	520	576
曜日	会場	2007 (H19)		2008 (H20)		2009 (H21)		2010 (H22)		2011 (H23)		計	
火(朝)	イコーラム	23	21	23	27	23	27	29	28	27	30	125	133
火(夜)	東公民館	19	25	18	21	16	16	15	11	18	20	86	93
水(昼)	市民会館	17	18	17	19	18	23	17	18	16	23	85	101
水(夜)	市民会館	45	75	49	69	44	67	46	53	34	47	218	312
木(夜)	楠根リージョン	11	23	10	24	13	29	15	29	13	22	62	127
日(朝)	くすのきプラザ	13	40	12	24	9	17	9	19	12	50	55	150
計		128	203	129	184	123	179	131	158	120	192	631	916

※1997年（平成9年）～2002年（平成14年）までは資料が不明のものもあり、概数です。

※学習者は重複教室ができるため、実際の在籍人数とは異なります。

○特定非営利活動法人 うり・そだん

事業内容・意義

夜間中学校を卒業された在日韓国・朝鮮人一世のためのコミュニティ。最近では地域からの参加者も増えつつある。歴史的に学ぶことを奪われた人たちが、社会生活の中から「学び」を取り戻し、学んだ力を社会に発信していく。外国籍住民として地域とつながり、多文化共生社会の担い手として自覚と役割を育てる。

活動効果

在日韓国・朝鮮人一世が、自己解放され民族的に生きることの誇りを取り戻すことができる。また、その課程を地域の学校につなぎ、子どもたちに語り継ぐ。真の歴史の証言者として活動している。

今後の課題

開設当初は、市民講座と題して、市政だより等を利用して多くの在日同胞や市民の人たちに公開講座を開催した。在日一世の年齢等を考えると、早急に環境を整え、市民講座を再開したい。

その他

参加者は、のべ 30 名/週。参加者年齢は、70 歳代～90 歳代。講師は、東大阪市退職教師や在日韓国・朝鮮人二・三世で日本人の協力を得ながら次世代につなぐ活動が実現している。

○東大阪国際交流フェスティバル

(NPO 東大阪国際共生ネットワーク/東大阪国際交流フェスティバル実行委員会)

事業内容・意義

東大阪市内在住の韓国・朝鮮人の組織である在日本大韓民国民団、在日本朝鮮人総联合会、また鴻池地区を中心とした東大阪日中友好交流会、学校や市役所で働く職員の労働組合を主要な構成団体として、足もとからの国際化を推進するために三ノ瀬公園を会場に例年 11 月 3 日に開催されるイベントである。野外ステージで国際交流団体が繰り広げる歌や踊り 25 前後の団体の演技と、35 前後の団体による国際色豊かな食品やグッズを販売する模擬店が出され、例年午前 10 時～午後 4 時まで約 5,000 人～7,000 人の参加者で賑わう。

布施駅からの朝鮮の農楽行進や中国のヤンガ行進を含め、外国人市民への差別と排外の意識を払拭し、市民の間に足もとからの国際理解を広め、深めることに資する。

活動効果

開催 12 年目の 2007 年(平成 19 年)実施の周辺自治会会長へのアンケート(回答 37 自治会会長)で、5～6 年前に 75%が認知され、「地域にとって良いこと」との回答が 75%、その理由は「外国人との交流が期待できる」「街の活性化につながる」「世界に向けて地域をアピールできる」「街の品格が上がる」など、好意的に受け止められている。

今後の課題

布施地域だけでなく、東大阪市全域の自治会に開催案内のチラシの回覧、スタートは阪神大震災がきっかけだったが東日本大震災の被災地の物産購入販売など復興支援の継続、出演者・出店者の横の交流の拡大、地元の人や若いリーダーの実行委員会への参加などが今後の課題である。

○曙光(シュグァン)

事業内容・意義

1986 年(昭和 61 年)から中国残留日本人の家族が鴻池地域に居住するようになったことをきっかけに 1990 年(平成 2 年)、渡日中国人児童・生徒・保護者の「集う場」として開設された。初めは、子ども達の学校生活や保護者の日常生活における不安や悩みが相談できる場、情報交換できる場として

教職員有志の呼びかけで始まった事業であるが、現在は市社会教育の一環として主に日本語学習の場になっている。

近年多くの国の人々が渡日し、日本語に不自由されていることから曙光は、中国にルーツを持つ方々だけでなく、様々な国の人々の日本語学習や交流の場として活動しており、毎週土曜日午後6時半～9時頃まで中鴻池市民プラザで行っている。

学習者の国籍内訳は、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、フランス、エジプト、ナイジェリアとなっている。

活動効果

- ・皆さん意欲的に遠方からも来て下さり講師も元気がもらえる。
- ・いろいろな国籍・年齢層の人が交流できている。また、楽しみにして下さっている。
- ・年2回行うパーティで手作り料理を持ち寄り楽しく語る（できるだけ日本語で）会やカラオケで日本の歌を歌って楽しむ会をしていて好評である。

今後の課題

- ・学習者に対して講師数が少なく、一斉指導という形での日本語学習になっているので、ボランティアの方が多く来て下さると有り難い。
- ・毎週来られない人（仕事で残業だったり、子どもがいて来られないなど・・・）もいて一斉指導の授業では、段階的指導が困難である。

その他

曙光子どもクラスについては、中国にルーツのある子ども対象に毎週土曜日午前中に盾津鴻池公民分館分室で活動しており、国語、算数の学習補助と母語である中国語の回復学習をしている。

また、毎年行われる春節祭に出演するため、中国語の詩の朗読や踊りなど中国文化に親しむ取り組みも行っている。課題としては毎週1回での言語学習はなかなか定着しにくいところがあることである。

(4) 教育機関の取り組み

東大阪市では、外国籍住民に対する取り組みの一環として、主に以下に述べるような取り組みを行っている。

まず、様々な事情で文字の読み書きに不自由をしている人々を対象に、よみかき教室を実施している。1991年(平成3年)に「よみかき教室(夜の教室)」を開設し、その後、参加者が増加したため、1992年(平成4年)に「昼の教室」を、1993年(平成5年)に「朝の教室」を増設した。

現在、市内の3ヶ所において、幅広い年齢層の人々が、講師とともに日常生活に関する事柄も踏まえ、文字などを学んでいる。

また、韓国・朝鮮にルーツをもつ子どもたちに、言語、文化等を学ぶことをとおして自らの誇りと自覚を高め、また豊かな共生力を育むため、課外活動として小学校14校・中学校15校 計29校に「母国語学級」を設置・運営している。

1990年(平成2年)の国際識字年を契機に結成された国際識字年推進東大阪連絡会は、識字問題の課題解決に向けて広く市民への啓発活動を進めるとともに、本連絡会に結集する仲間もそれぞれの活動の場において非識字の克服に向け努力を重ねている。

毎年、東大阪市及び東大阪市教育委員会の識字施策への協力として、「識字デー市民のつどい」、「識字展」、「平和と人権展&識字展」などに参加・作品出展などをしており、本会には、長栄中学校夜間学級、太平寺中学校夜間学級、曙光、蛇草識字学級、荒本識字学級の5つの学級が加盟している。

大阪府では、義務教育の年齢(満15歳)を超えており、中学校を卒業していない人のうち入学を希望する人に対して、夜間に中学校教育を行っている。本市には、太平寺中学校、長栄中学校の2校に夜間学級が設置されている。

また、公立高校入学試験の際には、中国帰国生徒および外国人生徒と海外から帰国または入国した生徒のために、様々な対応をとっている。一例をあげると、本市内にある大阪府立布施北高校では、「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」対応があり、2012年度(平成24年度)では学力検査時間の延長や試験中に英語以外の辞書の使用が認められる等の他、試験科目は作文、数学、英語で、作文は日本語以外の言葉で書くことができた。

東大阪市内(東大阪朝鮮初級学校:東大阪市寺前町2-4-22、大阪朝鮮高級学校:東大阪市菱江2-18-26)にある、学校法人大阪朝鮮学園における民族教育は、在日韓国・朝鮮人の子どもたち及びそのルーツを有する子どもたちの民族的自覚と幅広い学力を育み、同胞社会や日本社会、国際舞台で幅広く活躍する人材を育成することを目的としている。

例えば、東大阪朝鮮初級学校では、朝鮮語を習得(聞く、書く、話す)することを基本に豊かな民族性を育てている。また朝鮮の歴史と地理、民族の文化と伝統に関する教育に力を入れるとともに、社会についての教育や算数、理科などの自然科学教育、日本語教育にも力をいれている。他に、年2回の市立太平寺小学校との交流、年1回の対外公開授業、東大阪国際交流フェスティバルへの参加など、地域との交流も積極的に行っている。

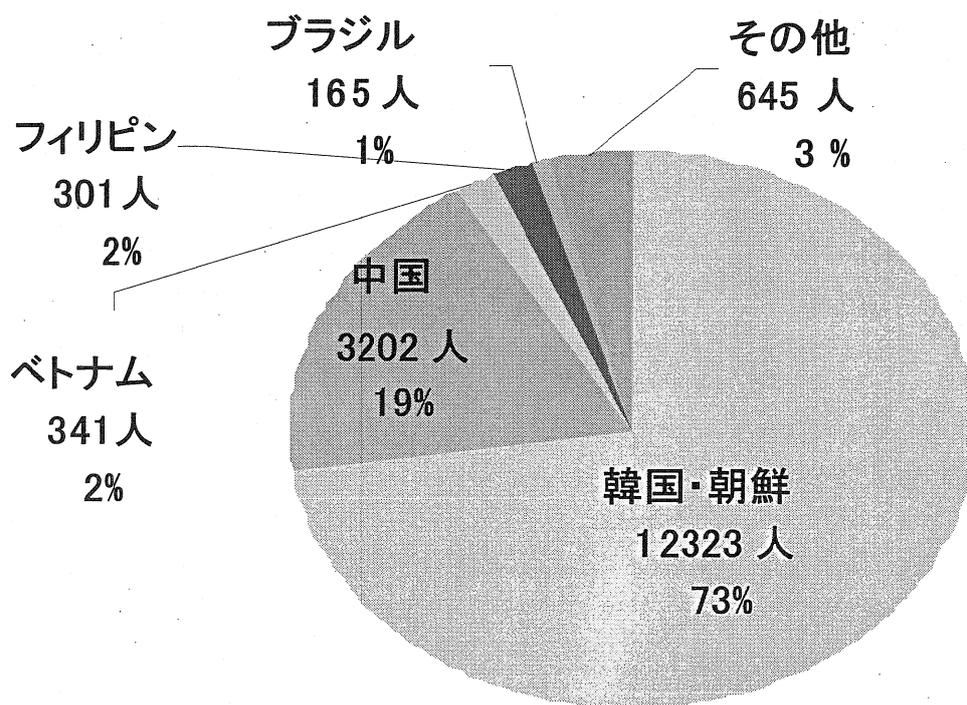
(5) 外国籍住民に関連する統計資料

① 東大阪市国籍別外国人住民数 2012年(平成24年)9月1日現在

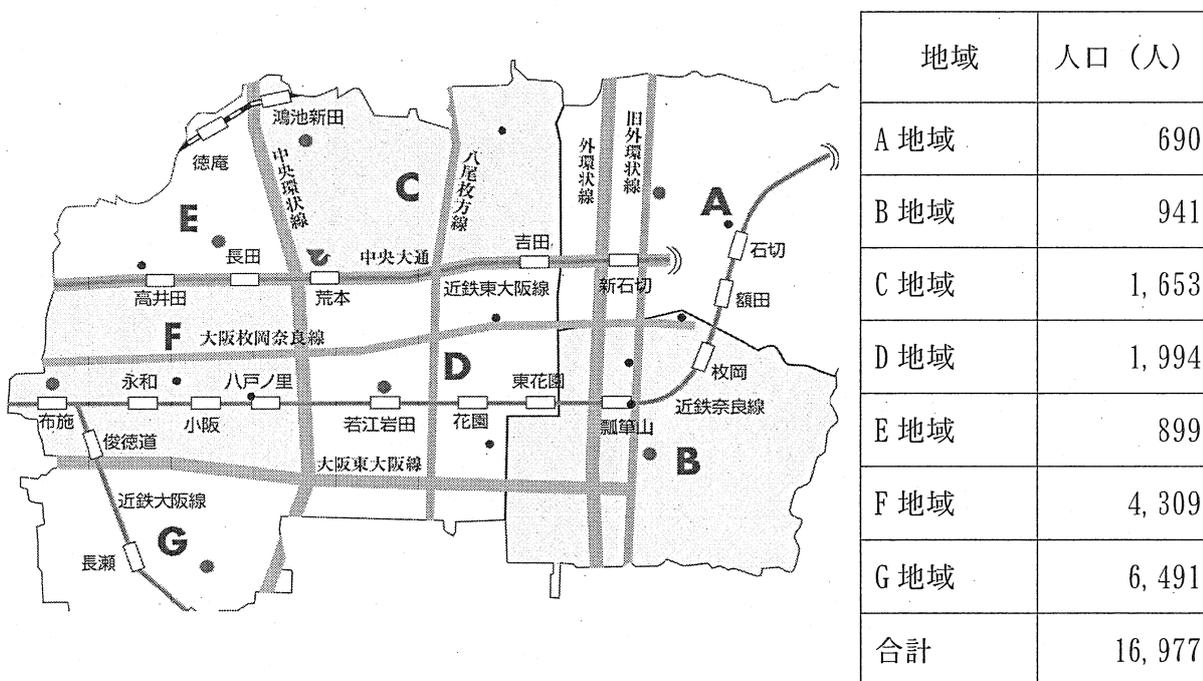
(人)

国籍	人数	国籍	人数
合計	16,977	ガーナ	4
韓国・朝鮮	12,323	シンガポール	4
中国	3,202	スペイン	4
ベトナム	341	タンザニア	4
フィリピン	301	バングラデシュ	4
ブラジル	165	ケニア	3
タイ	87	トルコ	3
米国	86	デンマーク	2
インドネシア	67	パラグアイ	2
ペルー	40	フィジー	2
ネパール	34	ポーランド	2
マレーシア	30	ボリビア	2
オーストラリア	29	メキシコ	2
カナダ	29	ガボン	1
インド	24	カメルーン	1
ニュージーランド	18	カンボジア	1
スリランカ	17	サウジアラビア	1
英国	15	サモア	1
パキスタン	15	スウェーデン	1
フランス	11	スーダン	1
イラン	10	セルビア・モンテネグロ	1
ルーマニア	10	ドミニカ共和国	1
ナイジェリア	9	トンガ	1
ロシア	7	ハンガリー	1
イタリア	6	ポルトガル	1
ドイツ	6	マケドニア (旧ユーゴスラビア共和国)	1
スイス	5	ミクロネシア	1
ミャンマー	5	モロッコ	1
モンゴル	5	ヨルダン	1
アフガニスタン	4	無国籍	1
ウクライナ	4	国籍なし	17

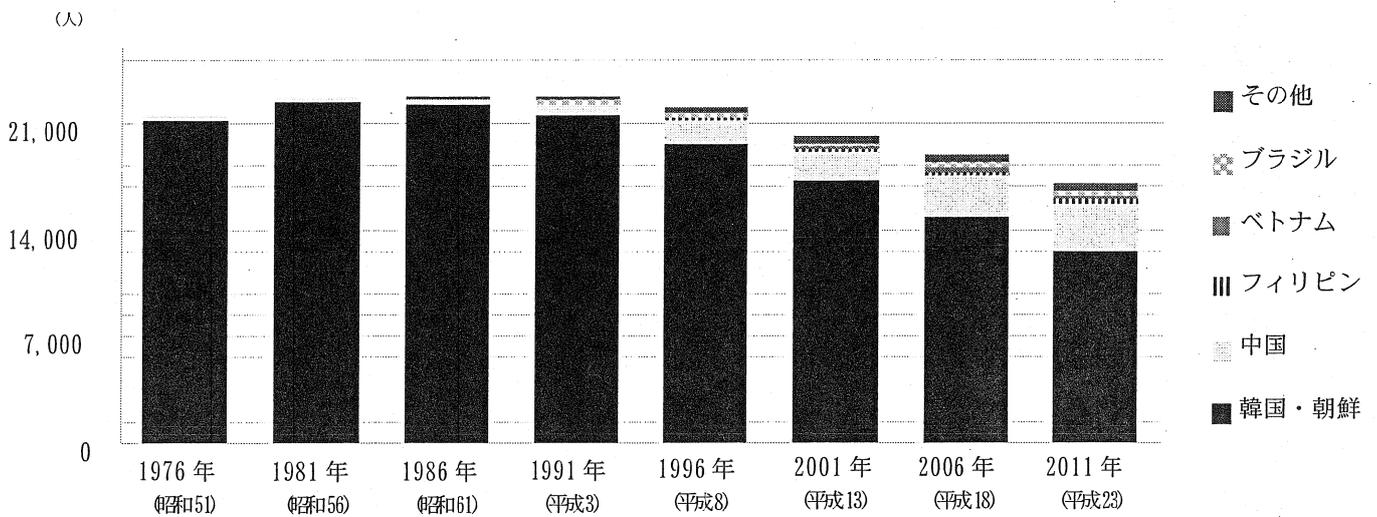
② 東大阪市国籍別外国人住民数（円グラフ）2012年（平成24年）9月1日現在



③ 東大阪市地域別外国人住民数 2012年（平成24年）9月1日現在



④ 東大阪市国籍別外国人登録人口推移（各年12月31日現在数値）



・上記グラフ詳細内訳（東大阪市国籍別外国人登録人口推移）

年	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	ブラジル	その他
1976 (昭和 51)	21, 571	21, 152	313	106
1981 (昭和 56)	22, 775	22, 378	330	67
1986 (昭和 61)	22, 719	22, 194	374	151
1991 (平成 3)	22, 751	21, 508	668	94	13	225	243
1996 (平成 8)	21, 997	19, 585	1, 567	132	17	350	346
2001 (平成 13)	20, 170	17, 260	1, 853	166	95	326	470
2006 (平成 18)	18, 955	14, 746	2, 771	238	301	331	568
2011 (平成 23)	17, 108	12, 610	3, 059	286	312	187	654

「…」は不詳で「その他」に含まれる

⑤ 大阪府の市区町村別外国人登録者数 2011年(平成23年)12月31日現在 (人)

自治体名	外国人登録者数	大阪府下の外国人登録者数全体に占める割合	自治体名	外国人登録者数	大阪府下の外国人登録者数全体に占める割合
大阪市	119,943	58.15%	羽曳野市	913	0.44%
東大阪市	17,149	8.31%	富田林市	900	0.44%
堺市	12,024	5.83%	貝塚市	610	0.30%
八尾市	6,757	3.28%	藤井寺市	584	0.28%
豊中市	4,682	2.27%	忠岡町	553	0.27%
吹田市	4,321	2.09%	泉南市	543	0.26%
枚方市	3,921	1.90%	河内長野市	538	0.26%
門真市	2,889	1.40%	高石市	507	0.25%
高槻市	2,863	1.39%	四條畷市	515	0.25%
寝屋川市	2,825	1.37%	交野市	449	0.22%
大東市	2,746	1.33%	大阪狭山市	339	0.16%
茨木市	2,586	1.25%	阪南市	277	0.13%
守口市	2,538	1.23%	熊取町	166	0.08%
箕面市	2,273	1.10%	島本町	171	0.08%
和泉市	1,979	0.96%	田尻町	108	0.05%
岸和田市	1,957	0.95%	岬町	97	0.05%
池田市	1,358	0.66%	豊能町	92	0.04%
松原市	1,337	0.65%	太子町	69	0.03%
泉大津市	1,218	0.59%	河南町	68	0.03%
柏原市	1,168	0.57%	能勢町	65	0.03%
摂津市	1,169	0.57%	千早赤阪村	22	0.01%
泉佐野市	969	0.47%	合計	206,258	100.0%

※市の数字は法務省入国管理局調べ、町村関係の数字は大阪府国際交流・観光課調べ

⑥ 東大阪市におけるAET及びALT(※)計47名の国籍別内訳

2012年(平成24年)9月1日現在 (人)

米国	11	ナイジェリア	4	エチオピア	1
オーストラリア	4	ニュージーランド	2	ネパール	2
カナダ	2	メキシコ	1	カメルーン	3
英国	4	ガーナ	3	ケニア	4
フィリピン	4	チリ	1	日本	1

※AET(=Assistant English Teacher・英語指導助手)4人 日新高校に配置

ALT(=Assistant Language Teacher・外国語指導助手)43人 市内小・中学校に配置

⑦ 外国籍の児童数及び生徒数 2011年度（平成23年度）

中学校 325人 小学校 355人

⑧ 東大阪市外国籍職員数（正規職員数）と本名使用率について

2012年（平成24年）9月1日現在 （人）

	外国籍職員数	左のうち本名使用者数	使用率
市職員	17	6	35.3%
教職員	18	17	94.4%

⑨ 東大阪市職員（一般事務）採用試験実施要項等 次ページ以降参照



東大阪市職員(一般事務)採用試験実施要項

平成24年8月6日

東大阪市職員採用試験委員会

東大阪市では、市民とともにまちづくりを实践し、「好きやねん、東大阪！」というガッツあふれる熱い心と行動力を持った人を求めています。

1. 試験職種および採用予定人員

職 種	一 般 事 務	
区 分	上 級	初 級
採用予定人員	31名	5名

2. 受験資格

区 分	年 齢	資 格 等
上 級	昭和63年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた人	大学卒業程度の学力を有する人
初 級	平成3年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた人	高等学校卒業程度の学力を有する人

注1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は、受験できません。

- ◇ 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む)
- ◇ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ◇ 東大阪市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ◇ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3. 試験日程および合格発表

	日 時	場 所
第一次試験	平成24年9月16日(日) 午前9時30分集合	東大阪市立日新高等学校 (後図参照)
第一次試験 合格発表	平成24年10月5日(金) 予定	東大阪市役所玄関に掲示するほか合否を全員に通知 (人事課ホームページにも合格者受験番号を掲載)
第二次試験	平成24年10月中旬以降予定	東大阪市内
第二次試験 合格発表	平成24年11月上旬予定	東大阪市役所玄関に掲示するほか合否を全員に通知 (人事課ホームページにも合格者受験番号を掲載)
第三次試験	平成24年11月中旬以降予定	東大阪市内
最終合格発表	平成24年12月中旬予定	東大阪市役所玄関に掲示するほか合否を全員に通知 (人事課ホームページにも合格者受験番号を掲載)

注1) 第二次試験は第一次試験の合格者を対象に、第三次試験は第二次試験の合格者を対象に実施します。

注2) 第二次試験の日時・場所は、第一次試験合格者に通知します。(論作文は10月13日(土)、14日(日)に実施予定、口述試験は16日以降に実施予定。)第三次試験の日時・場所は、第二次試験合格者に通知します。

注3) 最終合格発表時に補欠合格者の発表(掲示・通知・人事課ホームページに掲載)をあわせて行います。

注4) 応募者数により、試験会場が変更となる場合があります。変更となる場合は、申込受付時(受験票交付時)にお知らせします。

4. 試験方法

①第一次試験

区 分	科 目	時 間	内 容
上 級	教養試験	2時間30分	一般教養について、択一式
初 級	教養試験	2時間	一般教養について、択一式

②第二次試験

口述試験(個別面接)・小論文(上級)・作文(初級)

③第三次試験

口述試験(個別面接)・適性検査

5. 試験成績の通知

注) 下記以外の方法での問い合わせにはお答えできません。

対象者	第一次試験不合格者	第二次試験不合格者	第三次試験不合格者
項 目	第一次試験の順位と得点	第二次試験の順位と得点	第三次試験の順位と得点
手続き	希望する人は、採用試験申込書の所定の欄に○印を記入してください。		
通知方法	不合格通知とあわせて通知		

6. 合格から採用まで

- ① 最終合格者は合格決定後、地方公務員法第16条関係事項（欠格条項）について非該当の場合、任用候補者名簿に登載され、採用される資格が与えられます。任用候補者名簿は、試験委員会から任命権者に提出した後、平成26年3月31日まで有効とします。
- ② 最終合格者から平成25年3月10日までに採用辞退者がでた場合は、補欠合格者の成績上位者から最終合格者の繰上補充を行います。採用は平成25年4月の予定です。

7. 給与

本市の給与条例の規定に基づき、給料および諸手当が支給されます。

8. 受験申込手続

- ① 試験申込書及び受験票には必要事項をすべて記入し、最近3ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身・正面向・脱帽）を貼付してください。あわせて、自己紹介書を作成し、なるべく本人持参により提出してください（試験申込書・受験票・自己紹介書すべて揃えて提出）。郵送による申込については、封筒の表に「東大阪市職員採用試験申込」と朱書きし、試験申込書・受験票・自己紹介書及び受験票返信用の長形3号封筒（23.5cm×12.0cm、宛先を明記のうえ80円切手を貼付）を同封して、申し込んでください。
- ② 試験申込者には、試験申込と同時に受験票を交付します。
試験当日は、この受験票がなければ受験できませんので必ず持参してください。
- ③ 試験申込受付期間は、8月23日(木)から9月5日(水)までです。ただし、郵送によるものについては、9月3日(月)の消印のあるものまで受付します。また、受付時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。土・日曜日は受付しません。
- ④ 申込（郵送含む）は、東大阪市行政管理部人材育成室人事課人事担当（近鉄けいはんな線荒本駅下車西へ徒歩約5分、本庁舎9階、住所等裏面参照）で受付します。

備考

1. 試験当日持参する物
 - ① 受験票 ② HBの鉛筆 ③ 消しゴム ④ 上履き（スリッパ等） ⑤ 靴を入れるビニール袋
2. 試験会場は駐車できませんので、車の試験会場内乗り入れは禁止します。また、周辺路上は駐車禁止です。
3. 受験資格がないこと、または申込用紙記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
4. 試験会場内(学校内)は禁煙です。
5. 台風等により第一次試験を中止した場合（午前7時時点での大阪府下の状況により決定）は、10月14日（日）に順延します。

☆ 平成23年度 定期採用試験の実施結果 ☆

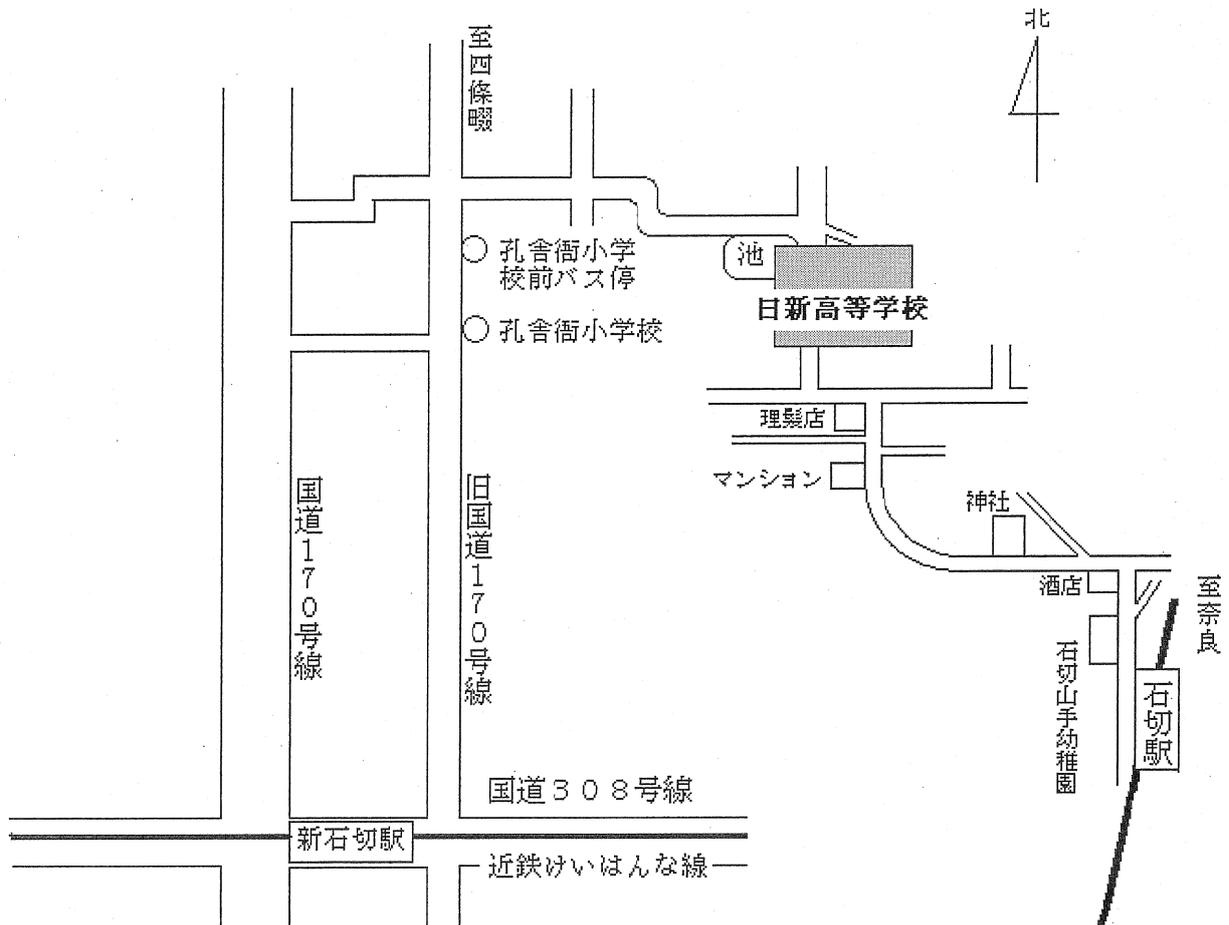
区 分	上 級	初 級
職 種	一般事務A	一般事務
受 験 者 数	1 0 0 8	7 1
最 終 合 格 者 数	6 8	9

第一次試験会場案内図

東大阪市立日新高等学校 東大阪市日下町7-9-11

*近鉄奈良線石切駅下車北西へ徒歩約15分

*近鉄けいはんな線新石切駅より近鉄バス四條畷行き、または住道行きに乗車、孔舎衛小学校前下車、北東徒歩約10分



～試験申込およびお問い合わせは下記まで～

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市行政管理部人材育成室人事課
 Tel 06-4309-3117 (直通)
 06-4309-3000 (代表)

※ 第一次試験会場への電話番号をご確認ください。ただし、試験当日は問い合わせの必要がある場合には、午前7時45分以降お願いします。

東大阪市職員採用試験申込書

受験する職種（○で囲むこと）

※試験成績の通知を希望される方は右の□の中に○印を記入してください。
（不合格の場合のみ通知します。）

上級事務（一般）
初級事務（一般）

受験番号 (記入不要)

(平成 年 月 日)

ふりがな				<p style="text-align: center;">写 真</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 申込時に必ず貼付 (郵送の場合も貼付) </div> <p>※写真は申込前3ヶ月以内 脱帽で上半身正面向きで 撮ったこの大きさのもの が必要です。 (縦4.0cm×横3.5cm)</p>	
氏 名					
生年月日	昭和 平成	年	月 日		性別
現に有する在留資格（日本国籍を有しない方のみ数字に○印を付してください）	1. 永住者または特別永住者 2. その他（ ）				
現住所	(〒)				
電 話	自宅	携帯			
連絡先	(〒)				
電 話	自宅	携帯			

学 歴	学 校 名	学部・学科名	昼・夜	卒業年月	所 在 地
		中 学 校			年 月 卒
				年 月 卒 卒見・中退	都 道 府 県
				年 月 卒 卒見・中退	都 道 府 県
				年 月 卒 卒見・中退	都 道 府 県

職 歴	勤 務 先	職務内容	在職期間（年・月・日）	所 在 地
				・ ・ ～ ・ ・
			・ ・ ～ ・ ・	都 道 府 県
			・ ・ ～ ・ ・	都 道 府 県
			・ ・ ～ ・ ・	都 道 府 県
			・ ・ ～ ・ ・	都 道 府 県
			・ ・ ～ ・ ・	都 道 府 県

免 許 ・ 資 格	免 許 ・ 資 格 名	級	取 得 年 月
			年 月 取得見込
			年 月 取得見込
			年 月 取得見込

私は採用試験実施要項に掲げてある受験資格をすべて満たしており、 申込書の記載事項は事実と相違ありません。 平成 年 月 日 本人氏名 _____ (氏名は本名で自署してください)

申込書記入要領

1. 記入にあたっては、青または黒インクで楷書で、ていねいに記入すること。
2. 氏名は住民票に記載されている氏名(本名)を記入してください。なお、希望により住民票に記載されている通称名を記入いただいても選考に影響を与えるものではありません。
3. 現住所は番地まで詳しく、アパートは号室、下宿の場合は〇〇方まで記入すること。
4. 連絡先は現住所以外に通知を希望する場合のみ記入すること。
5. 学歴欄は中学校から順に記入すること。(中学校については具体的な校名は不要です)
6. 免許・資格欄には、自動車運転免許・英語検定・簿記検定等を記入すること。
7. 職歴欄は、自営業も含めて職業上の経験を最初から順にすべて記入すること。

(注意) 記入に不正があると、合格を取り消します。

※ 申込書に記載されている個人情報については、本採用試験においてのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

東大阪市職員採用試験受験票

受験区分 (○で囲むこと)

受験番号 (記入不要)		上級事務 (一般) 初級事務 (一般)	
ふりがな			写 真 写真の裏面にのりをつけて、試験申込書に貼ったものと同じ写真をここに貼ってください。
氏 名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日	
第一次試験会場: 東大阪市立日新高等学校 (下図参照)			

【注意事項】

1. 受験の際は必ず受験票を持参すること (受験票がないと受験できません。)
2. 持参するもの 筆記用具 (HBの鉛筆・消しゴム)・上履・靴を入れるビニール袋
3. 試験会場では係員の指示に従うこと。もし、指示に従わなかったり不正があれば退場させられます。
4. 試験会場は駐車できませんので、車の乗り入れは禁止します。学校内は禁煙です。
5. 試験会場には、集合時間の30分前から入室が可能です。

【問合せ先】

〒577-8521

東大阪市荒本北1-1-1

東大阪市職員採用試験委員会

(行政管理部人材育成室人事課)

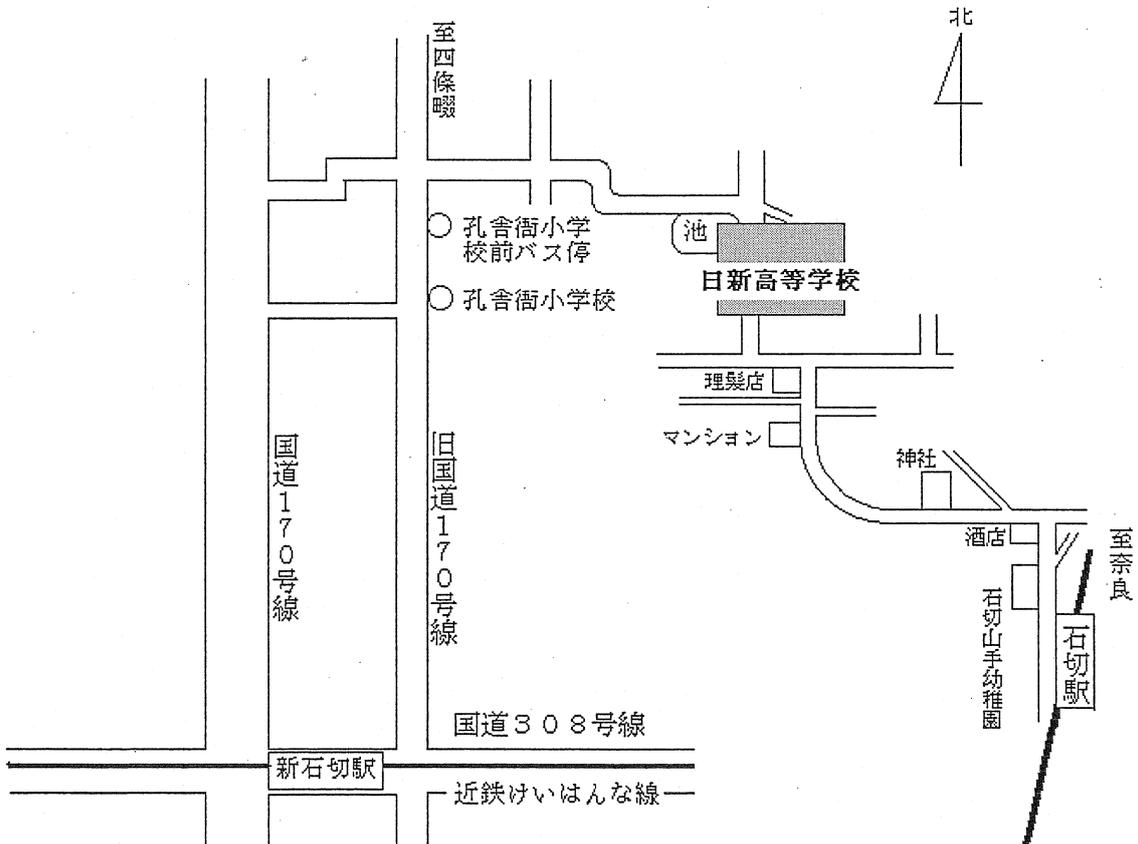
Tel (06) 4309-3117 (直通)

(06) 4309-3000 (代表)

【第一次試験会場案内図】

※ 近鉄奈良線石切駅下車北西へ徒歩約15分

※ 近鉄けいはんな線新石切駅より近鉄バス四條驛行き、または住道行きに乘車、孔舎衛小学校前下車、北東徒歩約10分



(6) 東大阪市外国籍住民施策基本指針

東大阪市外国籍住民施策基本指針

—ともに暮らせるまちづくりをめざして—

2003年（平成15年）3月

東 大 阪 市

目 次

はじめに	1
I 基本指針策定の趣旨	2
II 現状と課題	4
III 今後の方策	7
1 行政サービスの充実	7
(1) 高齢者福祉	7
(2) 障害者福祉	7
(3) 児童福祉・保育	8
(4) 保健・医療	8
(5) 住宅	9
(6) 防災・救急	10
(7) 雇用・労働	10
(8) 外国人登録業務	11
(9) 総合相談窓口の設置	12
(10) 必要な人へ届く情報提供	12
(11) 外国籍住民の実態把握	13
2 教育・文化の充実	13
(1) 多民族・多文化共生教育	13
(2) 「母国語学級」の充実	14
(3) 帰国・渡日の児童生徒及び保護者への支援	15
(4) 民族学校への支援	15
(5) 留学生への支援	16
3 行政の国際化	16
(1) 外国籍住民の市政参加	16
(2) 地域社会の一員として	17
(3) 社会参加の条件整備	17
(4) 外国籍住民施策に関する職員研修	18
(5) 市職員への採用	18
4 国際化推進の拠点整備	18
(1) 「(仮称) 東大阪市国際交流センター」の設置	18
IV 外国籍住民施策推進体制	19
【参考資料】	20
〔外国籍住民施策等に関連する「市議会決議一覧」〕	20
〔用語解説〕	21
〔人口統計〕	22

はじめに

東大阪市の外国人登録数は、2002年（平成14年）12月末現在19,894人と登録人口総数（516,780人）の3.9%を占めている。これは、全国の人口40万人以上の市で比較すると大阪市に次いで2番目に高い外国人登録割合となっている。このうち、韓国・朝鮮籍が16,795人で外国人登録人口の84.4%を占めており、その多くが日本の植民地支配などの歴史的経過を有している。また、中国籍は10.3%となっており中国からの帰国者とその親族がほとんどである。近年では、東南アジアを中心に、就労や研修・実習を目的に渡日する人々が増加の傾向にあり、現在50カ国を超える国籍の人々が地域住民として生活を営んでいる。

本市は、1982年（昭和57年）に策定した「東大阪市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針」のなかで「在日韓国・朝鮮人の歴史的背景、ならびに今日状況直視して、憲法ならびに国際人権規約に則り、外国人を含む全ての市民の基本的権利が擁護され、あらゆる差別の撤廃を基本に据え、本市が当面する課題の解決にむかって努力するため、この指針を制定する。」としており、今日まで積極的な施策展開を行ってきた。

また、1991年には日本を訪れる外国人が350万人を超えるまでになり、しかも訪日目的が多様化し、従来の商用や観光目的のほかに、居住のともなう就労や留学を目的とした外国人が多くなった。地域社会では、外国人の受け入れが社会的にも大きな関心を集め、地域の国際化が地方自治体の課題の一つとして浮上しはじめた。このため、本市では1992年（平成4年）に「東大阪市国際化対策大綱」を策定し、ボーダレス化が進む当時の国際社会の中で東大阪市の文化的特徴を生かし、また世界の異なる文化をどのように受入れるのか、この二つの調整を図るなかで「世界市民のまち東大阪をめざして」今日まで施策の推進に取り組んできた。

しかしながら、「東大阪市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針」策定から20年、「東大阪市国際化対策大綱」策定から10年がそれぞれ経過し、この間の国内・国際的な大きな状況変化をふまえ在住外国人をめぐる今日的な問題なども考慮した方針が必要となった。また、人権尊重のまちづくりの推進を図る新総合計画の策定にともない外国籍住民の人権が尊重され、より充実した多文化共生社会を実現するため、「東大阪市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針見直しに関する会議」並びに「東大阪市外国籍住民施策有識者会議」を設置し、その提言をふまえ、本市における外国籍住民施策を総合的、計画的に推進するために「東大阪市外国籍住民施策基本指針（一とともに暮らせるまちづくりをめざして一）」を策定するものである。

なお今後、社会的状況の変化または施策の進捗状況に応じて、改訂を検討するものである。

I 基本指針策定の趣旨

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とした世界人権宣言が国際連合第3回総会（1948年）において採択された。以後、さまざまな国際条約が国連において採択され、日本においても順次批准されてきた。

現状では、日本の法律や制度における国籍条項の撤廃をはじめとする改善がまだ不十分で、日本に居住する外国人に住民としての権利が十分保障されているとは言えない状況にある。また、在住の外国人に対して、異質を排除し同質化を求めようとする意識の存在、或いは言葉や習慣等の相互理解が不十分であるため、偏見や差別もみうけられる。

本市で生活する外国人を地域社会を共に支える外国籍住民と認識し、異なる文化に対する敬意に根ざした相互理解を深め、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりを進める必要がある。

基本目標

◇ 内外人平等の原則の尊重

1979年（昭和54年）日本で発効した国際人権規約は、内外人平等を含む「人間平等」の実現を目的とし、国籍、言語や宗教などの違いを理由にした差別をなくし、すべての人々を人間として尊重していこうとするものである。

この趣旨を正しく理解し、差別のない真に人権が尊重され、安心して快適に暮らすことができる制度を構築していく。

◇ 多民族・多文化共生の実現

本市で生活する外国籍住民は、それぞれ独自の言語、文化、伝統などを持っている。その違いを認めあうとともに、一人の人間として尊重されなければならない。

本市は、すべての住民が異なる民族や文化などをお互いに尊重しあうことにより、多民族・多文化共生の社会をめざし、地域社会における国際化を進める。

◇ 地域社会への参画

住民とは、地方自治法第 10 条で「市町村に住所を有する者は、当該市町村及び包括する都道府県の住民とする」と明記している。

本市は、外国籍住民が日本人と等しく権利を享有し義務を担った同じ地域に住む住民として、地域の発展に寄与できる環境づくりに取り組む。また、これと同時に地方参政権や住民基本台帳法の改正など制度面での改善を国・府へ働きかけることを考慮する。

II 現状と課題

外国籍住民の法的地位は、国際人権諸条約の観点から人権尊重という立場で決定されなければならない。

現行の外国人登録制度は、外国人登録証明書の常時携帯及び呈示の義務が依然存在し、早急な法改正による是正が望まれる。本市は、外国籍住民も地域社会の住民であることの認識に立ち、より一層の人権尊重と負担の軽減を図るため、引き続き外国人登録制度の抜本的な改善を国に要望する。

国際人権諸条約上、労働の権利及び職業選択の自由は、基本的人権であって、内外人を問わず差別なく、すべての者に保障されるべき権利であり、就職や採用などにあたっては、人種、国籍などで差別を設けることがあってはならない。また、労働基準法第 3 条においては、「国籍、信条又は社会的身分を理由として」労働条件に差があってはならないと定められている。本市の職員採用においても、1979 年（昭和 54 年）職員採用試験実施要綱から国籍条項を撤廃している。

また、近年増加している外国籍労働者については、公共職業安定所や労働基準監督署との連携協力を行い、相談や救済機関への紹介など人権救済への支援を行う必要があり、外国籍労働者の立場に立った労働の条件や環境の改善などを国・府に働きかける必要がある。

社会保障に対する権利は、生存権的基本権として国際人権諸条約によっても保障されている。したがってこの権利は、国籍に関係なくその社会の構成員ないしは住民となっているすべての個人に適用されるものである。1982 年（昭和 57 年）国民年金法の改正にともない、国籍条項が撤廃されたが、当時 35 歳以上の者や 20 歳以上の障害者は除外された。また、1986 年（昭和 61 年）の同改正法施行により永住者には経過措置がとられ受給資格を得られたが、当時 60 歳以上の高齢者は除外された。このように、障害基礎年金を受けられない障害者や無年金の高齢者が存在する。本市としては、日本人と同様の措置の実施を国に要望していくとともに、年金に代わる本市の給付金制度への助成措置を国や府へ引き続き要望する必要がある。

教育を受ける権利は、国際人権規約社会権規約第 13 条、児童の権利に関する条約第 28 条に定められるように基本的人権であり、すべての外国籍の子どもにも保障されなければならない。

市内には、外国籍住民が自主的に設置・運営している民族学校があるが、現行の学校教育法では各種学校の扱いであり、同法でいう「一条校」と比べ教育環境などが不十分であるため、より一層支援の検討が必要である。

本市の小中学校では、韓国・朝鮮籍児童生徒の民族的独自性を高めるため、課外において「母国語学級」を 24 校（平成 15 年 3 月末）に設置しており、今後もその充実に努める必要がある。

帰国・渡日の児童生徒については、支障なく教育を受けることが可能な日本語の習得や、受験（受験）に対する配慮などの進路を保障していくことが必要であるとともに、母国語の保持ができるような取組も必要である。また、大人に対しても日本語習得の機会を提供し、日常生活に支障のないような取組が必要である。

さらに、異なる民族がともに生きる社会の実現のために、外国籍住民の民族的独自性の保持ができるようにし、異なる文化を尊重しあえる多民族・多文化共生の教育が必要である。

一方、市内の大学等には、各国からの留学生が多数在学している。留学生は自国の発展に貢献する人材であるとともに、日本との交流の架け橋になる存在である。また、留学生は地域社会との交流を通じて自国の文化や伝統を伝える身近な存在である。このような留学生が、生活を円滑に送れるような支援も必要である。

外国籍住民も地域社会の構成員であり、平等に権利を享有し、義務を負っている。外国籍住民の意思が反映できるよう、地域活動へ参加しやすい環境づくりを図るとともに積極的な参加を働きかけることも大切である。

選挙権や被選挙権、監査請求などの直接請求の権利は、法令上において外国籍住民は保有していないが、制限がない場合には少数者の意見を市に反映させるために、審議会などの委員に特別枠を設定するなど市政参加を保障するための検討が必要である。

外国籍住民の多くが、基本的人権であり民族の表現である本名の使用ができていない社会状況は、外国籍住民に対して、同質化を求め、異質を排除しようとする意識や相互理解が不十分

であることによる偏見が存在していることを物語っている。

今日、異文化間の相互理解は国際的な潮流であり、「人権教育のための国連10年行動計画」、ならびに国、府、市の行動計画においても外国人の人権は、人権教育の重点課題に挙げられている。また、府の「人権尊重の社会づくり条例」や「人権施策推進基本方針」においても、人種・民族などによる差別の解消がうたわれている。

本市においても、これらの基本理念を踏まえ、人権教育のための国連10年推進本部の組織を中心に全組織が取り組み、児童生徒に対する教育だけでなく、教職員や行政職員に対する人権教育を進める必要がある。さらに、人種差別撤廃条約などの国際人権諸条約が求めているあらゆる差別の撤廃と平等の実現の周知をはかるとともに、あらゆる差別を許さず、さまざまな文化や多様性を認め合い共生する心を養い、「内なる国際化」の推進に努め、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進める。

Ⅲ 今後の方策

1 行政サービスの充実

(1) 高齢者福祉

【概況】

本市では、《活力ある心豊かな高齢社会の実現》をめざして、「東大阪市第2次老人保健福祉計画」策定（2000年3月）や「東大阪市介護保険事業計画」策定（2000年3月）に基づき、配食などの福祉サービスや介護サービスを提供している。

外国籍住民も各種サービスを受ける対象者であり、円滑に利用できる便宜を図る必要がある。地域における高齢者の「生きがいづくりの場」として、老人クラブの活動や小地域ネットワーク活動推進事業などにおいて外国籍住民が疎外されることがあってはならない。

また、各種サービスや制度の利用手続は、高齢者が自分で手続を行いやすくし、特に日本語の読み書きに不安のある高齢者について配慮する必要がある。

また制度も、できるだけ利用しやすいような運用や手続の簡素化が必要である。

【今後の方策】

- ◇ 外国籍高齢者の実態把握
- ◇ 外国籍高齢者の生活の安定
- ◇ 外国籍高齢者に配慮したサービスの充実
- ◇ 高齢者施設における多文化交流の実施
- ◇ 地域における外国籍高齢者の生きがいづくりの推進
- ◇ サービス、制度の利用手続の多言語化と簡素化
- ◇ 外国籍住民の生活習慣に配慮した介護等サービスの提供
- ◇ 外国籍福祉サービス従事者の養成

(2) 障害者福祉

【概況】

本市では、障害者基本法に基づき「東大阪市障害者プラン」を策定（1998年3月）し、障害者福祉施策の総合的な展開に取り組んでいる。

今後の障害者支援は、国際障害者年の「完全参加と平等」の理念に基づき、外国籍住民を含むすべての人々を対象に、平等に推進していく必要がある。また、障害者の権利の尊重と差別的な取扱いを禁止する目的に立った法整備を国に要望する。

【今後の方策】

- ◇ 外国籍障害者の実態把握
- ◇ 外国籍障害者の生活の安定
- ◇ 「障害者差別禁止法」の早期制定に向け、国・府への要望

(3) 児童福祉・保育

【概況】

外国籍住民が日本で子どもを育てる場合、日本社会への適応とともに、民族的独自性を保持できる子育てのための環境が必要である。保育所に入所した際には、保育システムや生活習慣の違い、文化の違いへの配慮が必要である。

また、中国帰国者などや新たに渡日した外国籍住民の子どもが、子育て支援センター、保育所などへ通う場合、保護者が日本語を十分に理解できないため、保育士との意思疎通が不十分であったり、保育所などからの通知が行き届かないということがみうけられる。

外国籍住民が日本で安心して子育てできるように、文化的背景などの違いに配慮し、多言語による対応などが必要となる。

【今後の方策】

- ◇ 保育に関する多言語ガイドブックの作成
- ◇ 保護者と保育士などとの意思の疎通を図るための制度の整備
- ◇ 外国籍住民の文化的背景に配慮した対応

(4) 保健・医療

【概況】

医療保険制度には、国民健康保険制度と被用者保険制度などがあるが、外国籍住民の中には、これら制度についての認識が不十分であったり、加入していないケースもみうけられる。また、

適用事業所の中には、外国籍住民を雇用する場合、保険に加入させないケースもみられるため、制度の周知と加入のより一層の促進を図る。

また、言葉の問題で医療従事者との意思疎通が図れないことは、生命に関わる問題であり、対策を早急に講じる必要がある。

すべての外国籍住民自らが健康を管理し、安心して生活できるよう、適切な医療を受けることができる環境の整備がさらに必要である。

外国籍住民向け生活情報冊子「大阪生活必携」（大阪府多言語情報提供推進協議会発行）や「メディカルパスポート」（大阪府発行）などで医療に関する情報提供が行われているが、これらの情報の内容を充実させるとともに、情報が一人ひとりに行きわたるように努める必要がある。

【今後の方策】

- ◇ 医療保険制度の周知
- ◇ 事業所における制度の適正な運用の周知
- ◇ 外国語で対応可能な医療機関の情報提供の充実
- ◇ 医療や健康に関する情報の多言語による提供
- ◇ 医療機関における多言語での対応体制の確立

(5) 住宅

【概況】

外国籍住民が市営住宅や府営住宅に入居申込ができることを、入居要件や募集の情報も含めて周知する必要がある。

一方、民間賃貸住宅では外国籍住民への入居の制約がみうけられる。宅地建物取引業者へのより一層の指導等を大阪府に要望するとともに、賃貸住宅所有者に対しても、入居の制約をなくすための啓発を行うことが必要である。

人権尊重の立場から、入居の制約を規制するために「住宅基本条例」を制定する取組も視野にいれ、外国籍住民のための住宅施策の検討が必要である。

【今後の方策】

- ◇ 公営住宅募集要項の多言語化の実施と要望
- ◇ 入居の制約をなくすための啓発
- ◇ 外国籍住民と賃貸住宅所有者・宅地建物取引業者との意思疎通への支援
- ◇ 「住宅基本条例」制定の府への要望

(6) 防災・救急

【概況】

本市では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「東大阪市地域防災計画」を修正策定したが、災害に強いまちづくりを、より一層進めていく必要がある。

防災に関する情報提供として、「東大阪市防災マップ」に緊急時の広域避難地と関係連絡先を4カ国語により掲載している。また、同内容は「大阪生活必携」にも転載し、外国籍住民の目にふれる機会の拡大を図っている。

119番通報時や救急搬送時など、英語による対応をはじめとして、多言語での情報の提供と伝達手段の検討が急がれる。また、緊急時は、外国籍住民への情報提供が置き去りにされることも予測されるので、外国籍住民に配慮した災害情報の提供体制を整備する必要がある。

【今後の方策】

- ◇ 多様な文化に配慮した災害時の支援
- ◇ 災害時に対応できる多言語相談窓口の整備
- ◇ 防災対策、災害時の心得などの多言語による周知

(7) 雇用・労働

【概況】

労働者は、その国籍に関らず労働関係法令が制度として適用される。しかし、雇用者の理解不足や外国籍労働者への情報提供の不足、本人の立場の弱さなどから日本人と比較して労働の条件や環境が劣っている場合が多い。

また最近、増加傾向にある実習生・研修生についても労働の条件や環境が未整備であるといわれている。

一方、就労に関して何ら制限のない永住者、特別永住者等であっても、民族的偏見に基づく「就職差別」が根絶されていないとの指摘もある。

外国籍労働者・研修生等が当面する様々な問題を解決するためには、まず外国籍住民の就労・研修等の状況について実態を把握することが必要である。

【今後の方策】

- ◇ 外国籍労働者や研修生等の実態調査実施の要望
- ◇ 労働や研修に関する相談窓口の設置
- ◇ 外国籍労働者や研修生等への各種情報提供
- ◇ 留学生・就学生への各種情報提供
- ◇ 事業所への啓発
- ◇ 国・府など関係団体との連携確立

(8) 外国人登録業務

【概況】

外国人登録における指紋押捺制度は全廃されたものの、日本に生活の基盤を持つ外国籍住民に対して、いまま外国人登録証明書の常時携帯および呈示の義務が課せられている。そのため、外国籍住民の人権尊重の立場から継続的に外国人登録法の改善を国へ要望しているところであり、今後とも引き続き要望していく。また、市の所管事務である手続き等に関しては、人権への配慮とサービスの向上に努める。

【今後の方策】

- ◇ 外国人登録法における問題解消について国への要望の継続
- ◇ 外国人登録業務における人権への配慮
- ◇ 外国人登録手続における多言語案内等、利便性の向上
- 全ての行政サービスセンターでの事務取扱の推進

(9) 総合相談窓口の設置

【概況】

本市に居住する外国籍住民は、その滞在目的、期間、条件などにより抱える問題や悩みが異なる。例えば、留学生・就学生では、限られた収入で生活と勉学を行うことにも生じる問題がある。また、外国籍労働者には、文化や言葉の違いに起因するトラブルに遭ったり、日本の制度や法律を知らないために不利益を被るケースもみられる。

市内には、市民プラザ（市民自らの活動の場を提供し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するための施設）と行政サービスセンターを併せたリージョンセンターが6地域（平成15年3月末現在）に設置されているが、本庁舎も含めた外国籍住民を対象とした相談窓口は設置していない。現在、種々の悩みや問題の解決に対しては、外国籍住民への支援を行う市外に存在する民間ボランティア組織などに頼っているのが現状である。

NGOやNPOとのネットワークづくりや専門機関との連携を図り、多様な相談に対処できる相談窓口の設置が急務である。

【今後の方策】

- ◇ 外国籍住民を支援するNGOやNPOとの連携
- ◇ 外国籍住民相談窓口の常設
- ◇ 外国籍住民ボランティアも活用した多言語相談体制の確立

(10) 必要な人へ届く情報提供

【概況】

本市は、多言語による生活情報ガイドブックを作成し、その内容については市のホームページでも情報提供を行っているが、その存在は全ての外国籍住民に浸透していない。そのため、外国籍住民が様々な情報を入手するのは、家族や知人などからによることが多く、情報の内容が正確に伝わらないことも予想される。

公共性の高い行政情報を外国籍住民に周知することが必要であり、行政情報の広報手段や機会の拡大の推進に努めなければならない。

【今後の方策】

- ◇ 情報提供の総合的機関の設置
- ◇ 情報提供における多言語化の推進
- ◇ 様々な機会をとらえた情報提供の推進
- ◇ 身近な場所で情報を得られる環境づくり
- ◇ 外国籍住民間のネットワーク化支援
- ◇ 生活情報誌の適切な提供

(11) 外国籍住民の実態把握

【概況】

これまで本市では、市政世論調査をはじめとし住民に対する広聴活動も実施してきたが、住民全体に占める外国籍住民の割合から見て、住民全体を対象とした調査では、外国籍住民の実態やニーズを十分に把握することは困難である。

今後、本市が外国籍住民施策を積極的に進めるため、外国籍住民の意識や生活の実情を踏まえ、人権やプライバシーへの配慮を十分に行いながら、ともに生きる地域住民として何が必要かという実態把握を行い必要な措置を効果的に行うことが求められる。

また、日頃から関係各課の職員が外国籍住民の生活実態の把握を通してその人々の抱える問題に対して認識を持ち、施策へ反映させることが必要である。

【今後の方策】

- ◇ 外国籍住民の意識及び生活実態調査の実施
- ◇ 相談業務を通じた実態の把握
- ◇ 外国籍住民による意見表明機会の設置

2 教育・文化の充実

(1) 多民族・多文化共生教育

【概況】

異なる民族が共に生きるためには、他国の文化や伝統を認め尊重し、差別や偏見のない社会

の実現に向けた多民族・多文化共生教育が必要である。そのためには、地域住民が外国籍住民の民族的独自性を認め尊重し交流を積極的に進めることにより、多民族・多文化共生がはじめて実現可能となる。

【今後の方策】

- ◇ 市民への多民族・多文化共生教育の推進
- ◇ 市民との交流機会の充実
- ◇ 外国籍児童生徒の本名使用の指導
- ◇ 外国文化にふれる教材及び「母国語学級」の指導資料の編集・発行
- ◇ 外国籍児童生徒の文化発表機会の充実
- ◇ 民族文化の理解につながる生涯学習の充実
- ◇ 多言語の図書、資料、マルチメディア教材の充実
- ◇ 民族的な子ども会活動の育成・支援
- ◇ 民族文化等の伝承支援
- ◇ 海外諸都市との交流の検討
- ◇ 「在日外国人園児・児童・生徒に関する教育指針（主として在日韓国・朝鮮人園児・児童・生徒）」の見直し
- ◇ 東大阪市在日外国人教育研究協議会への支援充実
- ◇ 教職員を対象とした研修の充実

(2)「母国語学級」の充実

【概況】

本市には、韓国・朝鮮籍児童生徒の民族的独自性を高めるための「母国語学校」が、課外授業の一環として現在小中学校 81 校のうち小学校 11 校、中学校 13 校の合わせて 24 校（平成 15 年 3 月末）に設置されている。今後は、帰国・渡日児童生徒も対象として在籍する外国籍児童生徒の多少に関らず、すべての子どもに等しく民族的独自性を高めるための教育を受けることのできる施策の検討が必要である。

【今後の方策】

- ◇ 教育内容の充実
- ◇ 民族講師の処遇改善
- ◇ 「母国語学級」の充実

(3) 帰国・渡日の児童生徒及び保護者への支援

【概況】

帰国・渡日の児童生徒が、支障なく教育を受けることが可能な日本語の習得が必要であるとともに、高校進学の特例枠の充実が求められる。

子どもと比べ、帰国・渡日の外国籍保護者の中には日本語を十分習得していないため、学校からの連絡文書を理解できない、教職員との意思の疎通が図れないといった問題がみられる。また、日本の教育制度に対する理解が十分でない場合が多く、進路の選択等に当たっての判断を困難にしている。

帰国・渡日の児童生徒が不利益を受けたり、保護者が孤立することがないように支援の検討を図る必要がある。

【今後の方策】

- ◇ 帰国・渡日児童生徒への日本語指導の充実
- ◇ 帰国・渡日生徒の高校入学者選抜枠拡充の府への要望
- ◇ 保護者に対する日本語習得機会の提供
- ◇ 多言語による教育情報の提供
- ◇ 帰国・渡日児童生徒学校生活支援事業の充実

(4) 民族学校への支援

【概況】

民族学校は各種学校の扱いになっていることから、民族学校出身者は大学受験や転入学拒否をされることがある。また、学校教育法でいう「一条校」に比べ教育助成がわずかであるために、保護者の負担も多く、学校の施設老朽化や教育環境、教職員の待遇など、不十分な状況になっている。本市は、民族学校へ補助を行っているが、今後は保護者への助成も視野に入れ、支援のより一層の充実を検討することが必要である。

【今後の方策】

- ◇ 民族学校に子どもを通学させる保護者への助成金制度設置の検討
- ◇ 「一条校」に準じた取扱いの国への要望

(5) 留学生への支援

【概況】

市内の高校、短大、大学や大学院に400名（平成14年5月1日現在）近い留学生が在籍する。留学生の中には、宿舎の確保や経済格差など、生活していくうえで困難な点もみうけられる。本市は、他市の状況も考慮し支援の検討を図る。

【今後の方策】

- ◇ 留学生の生活意識調査の実施
- ◇ 大学等との連携
- ◇ 各種支援の検討

3 行政の国際化

(1) 外国籍住民の市政参加

【概況】

本市の人口総数に占める外国籍住民の割合は3.9%であるが、外国籍住民の意見を行政に反映させようとする意識が明確でなく制度は未整備である。多民族・多文化共生社会の実現を進めるにあたり、積極的に外国籍住民の市政参加を促進する必要がある。

【今後の方策】

- ◇ 「（仮称）東大阪市外国籍住民施策検討協議会」の設置
- ◇ 外国籍住民の市政参加を拡大するための研究
- ◇ 審議会等への外国籍住民枠の規定化

(2) 地域社会の一員として

【概況】

地域社会を外国籍住民とともに支えるにあたっては、地域の様々な団体や組織において外国籍住民にも活動への参加をより一層促進し、活動のあり方に対して意思を反映できるような体制の確立が大切である。

【今後の方策】

- ◇ 外国籍住民が地域活動へ参加しやすい環境づくり
- ◇ 外国籍住民に対する地域活動参加啓発

(3) 社会参加の条件整備

【概況】

外国籍住民も自治体を構成する「住民」という認識が、行政内部だけでなく地域社会、そして外国籍住民自身にも十分に定着しているとはいえない。外国籍住民が「住民」とあるという認識を深め、意識を高める努力が必要である。

地方自治法では、地方自治体が住民に関する正確な記録を備えることを義務づけ、これを受けて住民基本台帳法に基づき住民登録をすることになっている。しかし、外国籍住民に関しては法令に基づいて、市町村においては外国人登録原票が行政として備えることのできる唯一の外国籍住民に関する記録となる。

外国籍住民に関する記録は、住民基本台帳と性格が異なる外国人登録の記録であるため、市政目的や行政サービスの提供に使用する場合は、外国籍住民の権利侵害が生じないようにしなければならない。

【今後の方策】

- ◇ 外国籍住民を「住民」ととらえる意識啓発
- ◇ 平等な行政サービス提供のための外国籍住民に関する記録の保持
- ◇ 住民基本台帳登載への法改正の要望

(4) 外国籍住民施策に関する職員研修

【概況】

市職員は外国籍住民の抱える現状や課題等を認識することにより、外国籍住民の人権と民族的独自性を尊重した施策を推進していく必要がある。

【今後の方策】

- ◇ 「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の周知
- ◇ 職員研修の充実
- ◇ 窓口対応用の多言語対応手引きの作成

(5) 市職員への採用

【概況】

本市は、1979年（昭和54年）に職員採用における国籍条項を撤廃しており、今後とも、外国籍住民が受験機会を十分活用できるよう周知を図る。また、外国籍職員の働きやすい職場環境づくりを進める。

【今後の方策】

- ◇ 職員採用に国籍条項が撤廃されていることの周知の充実
- ◇ 本名を名乗れる職場環境づくり
- ◇ 外国籍職員の活用の検討

4 国際化推進の拠点整備

(1) 「(仮称) 東大阪市国際交流センター」の設置

【概況】

本市には50カ国を超える国籍の人々が居住している。これらの外国籍住民と日本人及び外国籍住民同士が交流して互いの文化を認識し、多民族・多文化共生のまちづくりの推進や情報収集・発信の拠点として、また外国籍住民の人権尊重に基づく施策の展開を図る場としても「(仮称) 国際交流センター」の設置が必要である。

また、「(仮称)国際交流センター」は外国籍住民のためだけの施設ではなく、本市で暮らす全ての住民のための国際理解と多文化理解を深める施設でもあり、広く市民に設置の理念等の理解を求めることが必要である。

【今後の方策】

- ◇ 設置の理念等の周知充実
- ◇ 事業実施におけるNPO等のボランティア団体との協働
- ◇ (仮称)国際交流センターを中心にした市内公共施設での事業展開

IV 外国籍住民施策推進体制

本「東大阪市外国籍住民施策基本指針」の策定により外国籍住民施策に対する市の姿勢を明らかにするとともに、国際化施策ならびに外国籍住民施策を全庁的な課題として、施策を推進するための体制を確立する。また、推進にあたり地域社会で身近な活動を展開しているNPOなどのボランティア団体との協働に向け連携の充実を図る。

【参考資料】

〔外国籍住民施策等に関連する「市議会決議一覧」〕

採 択 年 月 日	決 議 件 名
昭和42年10月30日	在日朝鮮公民の帰国協定の延長に関する要望決議
同 上	在日朝鮮公民の民族教育に関する要望決議
昭和44年 3月30日	出入国管理法立法化の反対に関する決議
昭和51年 6月25日	李東石（イ・ドンギ）さんの速やかな釈放に関する要望決議
昭和52年12月23日	国際人権規約批准促進に関する要望決議
昭和53年 3月29日	朝鮮半島の自主的平和統一促進に関する要望決議
昭和58年12月26日	世界人権宣言 35周年行事の具体化等に関する要望決議
昭和60年 7月 2日	尹正憲（ユン・ジョンホン）さんの速やかな釈放を求める要望決議
同 上	外国人登録法の改正に関する要望決議
昭和63年5月30日	在日留学生対策の充実に関する意見書
昭和63年10月19日	戦後処理対策の早期実施を求める意見書
平成 2年10月15日	在日韓国・朝鮮人の法的地位、人権保障に関する意見書
平成 2年12月20日	人権差別撤廃条約の早期批准を求める意見書
平成 3年 3月27日	日朝国交正常化の早期実現に関する意見書
平成 7年 3月24日	朝鮮学校の法的地位を改善し民族教育の奨励、振興を図る要望決議
平成 7年 9月 6日	定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の確立に関する要望決議

〔用語解説〕

◇「一条校」

学校教育法

第一条【学校の範囲】この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

民族学校は各種学校の扱いである。各種学校とは、学校教育法第八三条「第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。」

「一条校」に当たる私立学校と各種学校には、国庫金の助成、自治体による教育助成、寄付金控除、就学援助費等に有無又は差異がある。大学受験資格については、文部科学省令が改正され受験資格が2003年春以降は、各大学の独自判断に委ねられる予定である。

◇「帰国・渡日」

帰国とは、主に中国残留孤児等及び同関連者が日本に帰国し定住することを表す。渡日とは、1952年以降に来日し居住することを表す。

◇「多言語」

本市において多言語とは4言語（日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語）を示す。ただし、「大阪生活必携」は6言語（日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）で表記されている。

◇「内外人平等の原則」

国連の市民的及び政治的権利に関する国際規約（1979年9月日本国締結）第26条（法の前の平等）にいかなる理由による差別に対しても平等の保護を保障するとなっている。なお、本規約は国内法的効力を有する。

東大阪市外国籍住民施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 東大阪市外国籍住民施策基本指針に基づき、外国籍住民の市政への参加の推進を図るとともに、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりへ向けた施策の推進にあたり、諸問題を調査研究し課題を明らかにし、意見を求める機関として東大阪市外国籍住民施策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査研究し課題を明らかにし、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 外国籍住民施策に関すること
- (2) その他市長が必要とする事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、6名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 公募により選出する委員は、本市に居住地を有する外国籍住民から選出することとし、委員の要件及び選出方法は人権文化部長が定める。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、再任されない。
- 6 委員は、特定の国、民族、及び地域等の外国籍住民を代表するものではない。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長1名及び副座長1名を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長の指名するところによる。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じ座長が招集し、その議長を務める。

- 2 懇話会は必要があると認めるときは、懇話会委員以外の者の出席を求め、説明及び

意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は人権文化部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は人権文化部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成15年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は市長が招集する。

附則

この要綱は平成17年11月23日から施行する。

附則

この要綱は平成19年11月27日から施行する。

東大阪市外国籍住民施策懇話会運営基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東大阪市外国籍住民施策懇話会設置要綱第7条の規定に基づく、東大阪市外国籍住民施策懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(開催)

第2条 懇話会の開催回数は1年に4回程度とする。また、必要に応じて小委員会を開くことができる。

(成立要件)

第3条 懇話会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

(会議)

第4条 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

2 懇話会は議事の要旨を作成し、必要に応じて公開することができる。

(小委員会)

第5条 小委員会は、次に掲げる事項について調査・調整の必要が生じた場合、懇話会委員の半数以上の同意をもって設置する事ができる。

(1) 東大阪市外国籍住民施策懇話会意見書作成

(2) 東大阪市外国籍住民施策基本指針の改訂

(3) その他緊急性のある事項

2 小委員会は懇話会の座長及び副座長の他、懇話会委員より選出した者をもって組織する。

3 懇話会座長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(調査研究活動)

第6条 委員は、所掌事項につき調査研究等研鑽に努めなければならない。

2 調査研究のために、見学や視察をすることができる。

3 懇話会は必要があると認めるときは、懇話会委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴く事ができる。

(公開)

第7条 懇話会は公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

2 傍聴者の定員は5人以内とする。

平成23年5月24日制定

